

アーカイブズ所蔵機関情報の記述に関する 国際標準 (ISDIAH) とその周辺

—諸外国における受容と実例等について—¹

渡 辺 悦 子

はじめに

国立公文書館では、平成 24 年度より、国際公文書館会議 (International Council on Archives、以下 ICA) 策定のアーカイブズ所蔵機関情報の記述に関する国際標準 (International Standard for Describing Institutions with Archival Holdings、以下 ISDIAH) を用い、アーカイブズ所蔵機関についての記述実験を行ってきた²。その成果は、本誌 46 号「国際標準に基づくアーカイブズ所蔵機関情報記述の試み—国立公文書館を事例として—」において「単館」による記述実験の試みを、本誌 47 号「国際標準に基づくアーカイブズ所蔵機関情報記述の試み (2) —宮内庁宮内公文書館・外務省外交史料館の事例を中心に—」において「複数のアーカイブズ所蔵機関情報」の記述実験の試みをそれぞれ紹介し、記述の際の留意点や課題について考察してきた。

本稿は、この 2 論文を受け、ISDIAH の実用に資するための考察を深めるため、当該標準の特徴を位置づけるとともに (第 1 章)、諸外国における活用事例等についての状況を把握し (第 2 章)、これまで行われてきた記述実験の過程で見出された諸課題を検討し、あわせて ICA 標準における世界の動向を確認するものとする (第 3 章)。

なお、本誌ではこれまで、ISDIAH の各記述項目を指すものとして「項目」の語を使用していたが、本稿では原文でありかつ情報学等で普及している「エレメント (element)」を使用することとする。これは、現在、アーカイブズの実務においてますます情報技術が流入する中で、隣接分野とのさらなる協働が予想されることに鑑み、共通用語の使用の必要性に応じたことによる。

第 1 章 ISDIAH の特徴と諸外国における受容

1.1 標準の特徴

ISDIAH 策定の主な目的を改めて述べると、「アーカイブズ資料の保存・利用を主業務とする機関情報の記述に資すること」や「所蔵する資料と作成者の記述を機関情報と結びつけること」等が挙げられている。また、この標準は、所蔵資料と提供されるサービスにアクセスする際のガイダンスとなるものであり、他機関やひいては類縁施設の典拠リストとのつながりを作ることを可能とし、さらにはアーカイブズ所蔵機関についての地域的・国家的・国際的レベルでの統計情報の作成にも使用できるとされる。

アーカイブズ資料の記述に標準を策定し、それに基づいて記述を行うということが正面から取り組まれるようになったのは、インターネット等の情報技術の普及と、アーカイブズの世界での使用が進んだことと無関係ではないことは、これまでも度々指摘されてきた³。ISDIAH が可能とするものとして挙げられる、「アーカイブズ所蔵機関の標準化された情報の提供」や「アーカイブズ情報システム等における所蔵機関のための標準化されたアクセス・ポイントとしての機能」等は、現代社

会においてはオンライン・サービスを抜きには考えられないものであろう。後述するが、ISDIAH は web 上で提供されているアーカイブズ所蔵機関情報を参考に策定されたものでもあり、ICA が ISDIAH 以前に発表してきた「アーカイブズ記述に関する一般的国際標準」(General International Standard Archival Description、以下 ISAD(G))、「団体、個人及び家に関するアーカイブズ典拠レコード記述の国際標準」(International Standard Archival Authority Record for Corporate Bodies, Persons and Families、以下 ISAAR(CPF))、「機能の記述に関する国際標準」(International Standard for Describing Functions、以下 ISDF)の3つの標準に比べ、さらに情報技術の発展を背景にして成立した標準と言える。

本節ではまず、ISDIAH の成立の背景と過程、及びエレメントの類似が指摘される ISAAR(CPF)との差異をみることにより、標準の特徴を確認することとする。

①ISDIAH の成立の背景

ISDIAH は、2008 年、ICA のクアラルンプール大会において、Committee of Best Practice and Standards (ベストプラクティス及び標準に関する委員会、以下 CBPS) が発表した、アーカイブズ記述標準のひとつであり、ISAD(G)、ISAAR、ISDF に続く 4 つ目の国際標準として策定されたものとなる。この標準は、CBPS のメンバーの中でも、イタリアの S. ヴィタリ氏とスペインの B. デサンテ氏が指導的立場に立って作成されたものとされている⁴。前者のヴィタリ氏は、2004 年の ICA の組織改編において廃止された Committee on Description Standard (記述標準委員会、以下 CDS) において 2000-2004 年に委員長を務めた人物でもある。ちなみに CBPS は、この CDS を継承する委員会である。

では、ISDIAH の成立の背景を見てみよう。

ISDIAH が参照したのはスペイン、イタリア、イギリス、オーストラリアの各国において全国レベルのアーカイブズ所蔵機関情報を提供する／していた web ページが参考にされたとされる⁵。各 web ページの概要は以下のとおりである。

- ・スペインの Censo-Guía de Archivos de España e Iberoamérica (以下、Censo-Guía)

「スペイン及びラテン・アメリカ諸国のアーカイブズ所蔵機関調査ガイド」の意。スペイン文化省の資金で運営される Centro de Informacion Documental de Archivos (アーカイブズ記録情報センター、以下、CIDA) によって運営される、スペインとラテン・アメリカ諸国のアーカイブズ所蔵機関と所蔵する資料情報の検索が可能なポータルサイト。スペインの地方自治体アーカイブズや教会アーカイブズ等を対象に行われた調査をもとに、1972 年に刊行されたアーカイブズ所蔵機関情報が、1979 年にデータベース化されたのが始まり。10 年後に収集する情報をラテン・アメリカ諸国にも拡大し、1994 年、情報を 15 のエレメントに整理してオンライン化したもの。2014 年現在で 50,942 機関(スペイン国内 35,586 機関、ラテン・アメリカ諸国 15,356 機関)の情報を提供している⁶。

- ・イタリアの Sistema Informativo Unificato per le Soprintendenze Archivistiche (以下、SIUSA) の機関情報紹介ページ

「文書保護局総合情報システム」の意。2001 年に運用が開始。国立文書館以外で所蔵され、文書保護局によって監理される非国有アーカイブズ資料のための情報検索サイトとされる。システムの構築以降、寄贈等により国立文書館の所蔵となったもの等のため、近年はそれら資料を所蔵する国立文書館の情報が搭載されるようになっていく⁷。CBPS が参照したとされるのは、アーカ

イブズ資料を所蔵する機関情報の検索ページとなる。現在は約 7,000 の機関情報を提供している。

- ・イギリスの ARCHON Directory

Historical Manuscript Commission (王立手稿史料委員会、2002 年イギリス国立公文書館へ統合) により、National Register of Archives (全国アーカイブズ登録局) で管理する歴史資料の目録情報をもとに収集した各アーカイブズ所蔵機関の情報について『Record Repositories in Great Britain (英国の記録所蔵機関)』として毎年出版していたもの (1964~1999) を、1995 年にオンライン化したもの。「Archives Online」を省略し、ARCHON と呼ばれた。2014 年秋にサービスを停止、現在は「Find an archive」の名でイギリス国立公文書館の資料検索システム Discovery の一部となっている⁸。イギリス史に関わる資料を所蔵する国内外のアーカイブズ所蔵機関約 3,000 の情報を提供。

- ・オーストラリアの Directory of Archives of the Australian Society of Archivists

オーストラリア・アーキビスト協会が作成したアーカイブズ所蔵機関リスト。1983 年に出版されていた国内に所在するアーカイブズ所蔵機関についての住所録⁹を、1992 年、協会が出版を引き継ぎ、1995 年にオーストラリア科学アーカイブズ・プロジェクトからの協力の申し出を受けて、データベース化及びオンライン化されたもの¹⁰。現在は閉鎖されている。

まず、ISDIAH 策定の際に参考としたとされるこれら 4 つのアーカイブズ所蔵機関情報の記述エレメントについて確認してみたい (表 1)¹¹。なお、これらエレメントは、比較の便宜上 ISDIAH のエレメントの記載順 (エレメント・セットの構造) にそって一覧化したものであることをあらかじめ断っておく。

一覧からは、まず、4 つのサイト全てが提供しているエレメントは、「ホームページ」を除き ISDIAH に反映されていること、また Censo-Guía のエレメントが最も多く反映されていることがわかる。ISDIAH の策定は Censo-Guía の経験に多く依拠している¹²とされる理由がここに見て取れる。さらに、ISDIAH に各サイトのエレメントが取り入られる際、情報の性質が似ているエレメントを包括するエレメントを設定していること (「アーカイブス及びその他の所蔵資料」に対する「所蔵量」(Censo-Guía、Directory of ASA)、「所蔵資料の概要」(SIUSA) 等) もわかる。国際標準としての ISDIAH の各エレメントが、様々な地域で使用される際にそれぞれの伝統や慣習による記載ができるよう、内容を狭く限定しないタイトルとしたと考えられる。

②ISAAR(CPF)との関係

さて、ISDIAH のエレメントは、当初から ISAAR(CPF)のエレメントとの類似性が指摘されていた¹³。これについて CBPS は、ISDIAH の役割について、専門的状況において ISAAR(CPF)で提供できない情報のため新たに整理・作成したと説明している¹⁴。こういった議論から、ISDIAH と ISAAR(CPF)には近似性があることがわかる。よって、ISDIAH の特徴を明確にするために、この二つの ICA 標準を比べてみることにする。

まず、ISAAR(CPF)の概要を説明しておく。ISAAR(CPF)は、ISAD(G) (1994)に次いで二番目に策定されたアーカイブズ記述に関する国際標準となる。記録資料の作成者に関する記述 (典拠レコードの形式) の標準で、1996 年北京大会にて発表された。ISAAR(CPF)も策定当初は使用するメリットについての疑問が多く、普及の困難が指摘されており、2001 年より前述の S. ヴィタリ氏が委員長となって見直しが始まる。その過程で、記録と関係する作成者の記述を、記録とは別個に行うオーストラリアの実践例 (いわゆるシリーズ・システム) が大きな影響を与えることとなった¹⁵。特に

表1 各国のアーカイブズ所蔵機関情報提供サイトにおける項目と ISDIAH 項目の比較
【 提供される情報の項目一覧 】

	ISDIAH	Censo-Guia (スペイン)	SIUSA (イタリア)	Archon Directory (イギリス)	Directory of Archives of ASA (オーストラリア)
固有性の領域	識別子	識別子		識別子	
	名称の典拠形	機関名	機関名	機関名	機関名
	名称の平行形式	名称の平行形式			
	名称の他の形式	名称の他の形式			
	アーカイブズ機関の種類	機関の種類 所有者 管理者 ライフサイクル	機関の種類		
連絡領域	所在地及び住所	地域 国 自治州 県 町 中心地人口 郵便番号	住所	住所	住所
	電話・FAX・Eメール	電話・FAX・Eメール ホームページ	電話・FAX・Eメール ホームページ	電話・FAX・Eメール ホームページ	電話・FAX・Eメール ホームページ
	連絡窓口	窓口担当者		窓口担当者名 その他	担当者 担当者のポジション
記述領域	アーカイブズ所蔵機関の歴史	機関の歴史 設立年 閉館の年			
	地理的及び文化的背景				
	指令／権限の根拠				
	管理体制	管理組織			
	記録管理及び収集の方針				収集方針
	建物	建物の紹介 建物の面積 建物の長さ 立地			
	アーカイブズ及びその他の 所蔵資料	所蔵量 資料の分類スキーム	所蔵資料の概要 コレクション	NRAカタログ掲載資料 新規受入資料(年毎)	主な収蔵資料 所蔵量
アクセス領域	検索手段、手引書及び出版物	検索ツール		オンライン検索ツール	
	開館時間	開館時間		開館／閉館時間	
	アクセス及び利用の条件	アクセス		予約、入場料の有無	利用条件
	アクセシビリティ	障害者用アクセス		車椅子アクセス その他	
サービス領域	研究支援サービス			研究支援サービス	
	複製サービス	複製サービス			
	一般公開エリア				
管理領域	記述識別子	識別子			
	機関の識別子				
	規則及び／又は慣行	規則・慣行			
	状況				
	詳細度				
	作成、改訂又は、末梢の年月日	作成日 改訂日	更新日 更新をした人物	更新日	
	言語及び文字体系				
	情報源	情報源	参考文献		
	記録管理上の注記				

「関係領域 (Relationship Area、表2 参照)」の新規設定は、あらゆるデータのアクセス・ポイントとなりうる作成者と記録を関連づけるためのエレメント・セットであったため、当該標準に基づき SGML/XML による記述データ交換形式にした EAC-CPF (Encoded Archival Context - Corporate bodies, Persons, and Families) は、同様に ISAD (G) を基にした EAD (Encoded Archival Description) に比べ、よりフレキシブルで「data-centric (データ処理に適している)」と評価されることとなった。

では、両標準の比較にうつりたい。各エレメントを対照させたのが表2である。比較すると、「固有性の領域」と「記述領域」に類似のエレメント・セットが見られることがわかる。これは、作成

表2 ISDIAH と ISAAR(CPF)のエレメント対照表

Identity Area (固有性の領域)	Identity Area (固有性の領域)
Identifier (識別子)	
	Type of entity (実体entityの種類)
Authorised form(s) of name (名称の典拠形)	Authorised form(s) of name (名称の典拠形)
Parallel form(s) of name (名称の平行形式)	Parallel form(s) of name (名称の平行形式)
	Standardised forms of name according to other rules (他の規則に従った標準化された名称の表記)
Other form(s) of name (名称の他の形式)	Other form(s) of name (名称の他の形式)
Type of institution with archival holdings (アーカイブズ機関の種類)	
	Identifiers for corporate bodies (団体識別子)
Contact Area (連絡領域)	
Location and Address(es) (所在地及び住所)	
Telephone, fax, email (電話、FAX、Eメール)	
Contact persons (連絡窓口)	
Description Area (記述領域)	Description Area (記述領域)
	Dates of existence (存在年月日)
History of the institution with archival holdings (アーカイブズ所蔵機関の歴史)	History (歴史)
Geographical and cultural context (地理的及び文化的背景)	Places (場所)
	Legal status (法的位置づけ)
	Functions, occupations and activities (職務、職業および活動)
Mandates/Sources of authority (指令/権限の根拠)	Mandates/Sources of authority (指令/権限の根拠)
Administrative structure (管理体制)	Internal structures/Genealogy (組織構造/家系図)
Records management and collecting policies (記録管理及び収集の方針)	
Building(s) (建物)	
Archival and other holdings (アーカイブズ及びその他の所蔵資料)	
Finding aids, guides and publications (検索手段、手引書及び出版物)	
	General context (一般的なコンテキスト)
	Relationships Area (関係領域)
	Names/Identifiers of related corporate bodies, persons or families (関連する団体・個人・家の名称/識別子)
	Category of relationship (関係の種類)
	Description of relationship (関係の記述)
	Dates of the relationship (関係の年月日)
Access Area (アクセス領域)	
Opening times (開館時間)	
Conditions and requirements for access and use (アクセス及び利用の条件)	
Accessibility (アクセシビリティ)	
Service Area (サービス領域)	
Research services (研究支援サービス)	
Reproduction services (複製サービス)	
Public area (一般公開エリア)	
Control Area (管理領域)	Control Area (管理領域)
Description identifier (記述識別子)	Authority record Identifier (典拠レコード番号)
Institution identifier (機関の識別子)	Institution identifier (機関の識別子)
Rules and/or conventions used (規則及び/又は慣行)	Rules and/or conventions used (規則及び/又は慣行)
Status (状況)	Status (状況)
Level of detail (詳細度)	Level of detail (詳細度)
Dates of creation, revision or deletion (作成、改訂又は抹消の年月日)	Dates of creation, revision or deletion (作成、改訂又は抹消の年月日)
Language(s) and script(s) (言語及び文字体系)	Language(s) and script(s) (言語及び文字体系)
Sources (情報源)	Sources (情報源)
Maintenance notes (記述管理上の注記)	Maintenance notes (記述管理上の注記)

※訳語は、ISDIAH は ICA Resources Centre の日本語版を、ISAAR(CPF)は ISDIAH にないエレメントについては吉田千絵氏の「国際標準：団体、個人、家に関する記録資料 オーソリティ・レコード ; ISAAR(CPF) 第2版の概要」(『北海道立文書館研究紀要』第20号)を参照にした¹⁶。

者が管理者（時に両者が同一である場合もある）かの差はあるとはいえ、両標準が記録を扱うなんらかの人や組織を記述するための標準であることによるものであろう。同時に、ISDIAHにある「連絡領域」「アクセス領域」「サービス領域」と、ISAAR(CPF)にある「関係領域」が、両者の違いを示すものといえる。

かつて、アメリカ・メリーランド大学のドライデン氏が、ISDIAHの策定後間もなく、当該標準が記録の記述においてどのように作用するのかが明確でなく、むしろ機関情報の提供とは違う形での使用の可能性を提案した。これは、アーカイブズ資料が時代とともに管理機関の変遷を経ると、その度に整理にあたって異なる編成や記述がなされてきたことを受け、管理の変遷においてどのような変更を加えたかの記述に、ISAAR(CPF)にないISDIAHの「記述領域」のエレメントが有効であることを指摘したものである¹⁷。氏の「記述領域」についての指摘とともに、ISDIAHという標準そのものに対する批判は、アーカイブズの記述に関する標準が単に記録のコンテキスト情報を記述するものと考えた場合、間違いではないだろう。

ISDIAHを記録のコンテキスト情報の記述のためと捉える考え方はもちろん、ISDIAH策定にあたったCBPSのメンバーの一人、ヴィタリ氏からも指摘されている。氏は、記録が作成されたコンテキストはアーカイブズ資料の記述体系の重要な部分であるから、記録はその作成者との関連性において記述されなければならないとした上で、昨今の情報技術の発展の中で様々な機関に所蔵されるアーカイブズ資料が同一の情報システム内で記述される以上は、利用者が正しく資料を位置づけるためにも各所蔵機関についての記述が必要であるとする¹⁸。ISDIAHが情報技術の進化とアーカイブズ界への浸透の要請を受けて策定されたことがわかるとともに、こういったISDIAHの記録のコンテキスト情報の記述を行うという側面は、重要であろう。

一方で、ISAAR(CPF)にない「連絡領域」「アクセス領域」「サービス領域」は、ISDIAHが単に記録のコンテキストを記述するためだけの標準でないことを示している。ISDIAHは、記録の管理者としての組織・個人を記述するだけでなく、利用者がその管理者とのコンタクト情報を知りアーカイブズ資料を実際に利用する際等に必要となる情報発信のためであったり、機関の統計情報を取る等の従来の記述標準とは性質の異なるエレメントをもつ標準でもある。ISDIAHに対する評価の分かれ目は、こういった記録のコンテキスト情報の外側にあるエレメントをいかにとらえるかにあると言えるだろう。

以上、他の機関情報提供の際のエレメント・セットや、類似する記述標準と比較しながらISDIAHの特徴を述べてきた。ISDIAHには、伝統的な記述標準と同様に記録のコンテキスト情報を記述するという側面がある一方で、アーカイブズ所蔵機関の利用や現況の統計採取等を目的とする、実用的な情報整理のためのエレメントという側面があるのである。

1.2 受容の実態

ISDIAHは2008年の発表から今年で7年となるが、CBPSの後継となっているExperts Group on Archival Description (アーカイブズ記述に関する専門家グループ、以下EGAD)によると、ICAの記述標準はISAD(G)以外はいまだ広く受容されるに至っていないとされている¹⁹。よってISDIAHも幅広い受容に至っていない標準のひとつとなる。とはいえ、全く動きがないわけではない。表3は、ヨーロッパを中心にした諸外国において、ISDIAH発表以降に見られる受容についての動きを簡単にまとめたものである。

受容にかかる取組みは、管見の限りでも各地で見られることがわかる。2009年にはクロアチア国立公文書館が記述実験を試みている(3)し、オーストリアでは2011年にオーストリア・アーキビスト協会が標準化についてのワーキング・グループを発足、ISAD(G)とISDIAHの実施を推奨する取り決めを発表し(11)、近年は地方公文書館レベルで記述を進めている様子もうかがえる³⁴。

表3 ISDIAH に対する各国／地域の反応

	時期	国	動き
(1)	2008	図書館界	「図書館界も所蔵機関についての記述標準を策定しようとしている(ex. ISIL: International Standard Identifier for Libraries and Related Organizations)が、アーカイブズ界の ISDIAH のような記述標準には至っていない。図書館界は ISDIAH から学べるのではないか。」との肯定的意見が World Library and Information Congress のカンファレンスで出される ²⁰ 。
(2)	2009	ポーランド	国立公文書館所蔵資料の利用促進をうながす方法論ガイドに ISDIAH が紹介される ²¹ 。
(3)	2009	クロアチア	国立公文書館により、同館について、ISDF 及び ISDIAH による記述実験が行われる ²² 。
(4)	2009	ベルギー	Archiefbank Vlaanderen (民間セクター4機関による、フランドル地方の記録資料に関するポータル・サイト)の委員会で、ISDIAH の使用が検討 ²³ 。
(5)	2009	イタリア	北部の都市パドヴァ州のアーカイブズ機関の記録管理にかかる研修用の小冊子に、アーカイブズ資料の記述に必要な国際標準として、ISAD(G)、ISAAR(CPF)とともに、ISDIAH が紹介される ²⁴ 。
(6)	2009	ドイツ	ドイツの archival portal Germany において、ISDIAH をベースとした EAG を機関情報提供の際に使用することが検討される ²⁵ 。
(7)	2010	ICA	4つのアーカイブズ記述標準をベースとするアーカイブズ記述ソフトウェア・アプリケーション、ICA AtoM を発表 ²⁶ 。
(8)	2010	スペイン	スペイン及びラテン・アメリカ諸国のアーカイブズ機関調査ガイド(Censo-Guía de Archivos de España e Iberoamérica)が ISDIAH のエレメント・セットと構造を導入 ²⁷ 。
(9)	2010	チェコ共和国	国立公文書館発表より、ISDIAH の実施について、「まず、第一段階においては、記録資料を所蔵する公文書館、図書館、博物館において研究手段を促進しようとする全てのアーカイブズ機関に関する最新の情報を集め、その住所録を作成することとする。第二段階においては、この記述は記録資料についての電子化された国家的検索システムを作成するための、検索ツールを結び合わせる基盤(basic layer)として使用することになる ²⁸ 。」
(10)	2010	イタリア	「国内のアーカイブズ機関で使用される記述標準は、ISAD(G)、ISAAR(CPF)とともに ISDIAH である」とする ²⁹ 。
(11)	2011	オーストリア	オーストリア・アーキビスト協会が記述標準についてのワーキンググループを発足、ISAD(G)と ISDIAH の実施を推奨する取り決めに発表。同時に、記述実験を行う ³⁰ 。
(12)	2011	ハンガリー	ハンガリー国立公文書館のデジタル・アーカイブ・プロジェクトに ISDIAH が使用される ³¹ 。 (ハンガリーは 2010 年頃より ICA の 4 つの標準についてのワーキンググループを発足、受容について検討を重ねている)
(13)	2012	ヨーロッパ	Archives Portal Europe network of excellence (APE _x) プロジェクトの参加機関 Directory ページ作成に当たり、プロジェクトの一環で ISDIAH の XML 形式である EAG2012 が構築され、機関情報が ISDIAH をベース提供される ³² 。
(14)	2012	イタリア	イタリア・アーキビスト協会の研修コース'Seminario di formazione di base per archivisti (Basic Seminar for archivists)' (2013 年 5 月開催)にて、ISDIAH の使用によりアーカイブズへのアクセスを促進させる等を内容とする講義「Comunicare l'archivio: principi ispiratori e nuove possibilità (communicating the archive: basic principles and new possibilities)」が行われる ³³ 。

イタリアは、イタリア国内のアーカイブズ所蔵機関で使用される標準は ISAD (G)、ISAAR (CPF) とともに、ISDIAH であるとされる(10)。また、2012 年には、イタリア・アーキビスト協会が ISDIAH についての研修が行われることが見える(14)など、積極的に受容を進める国の一つと言える。

2010 年のチェコ国立公文書館発表によると、ISDIAH をベースに収集した所蔵機関情報をベースにした、資料の検索システムの構築をめざしたいという言説がみえる(9)。そこでは、ISDIAH を「この記述の目的は、記録資料を所蔵する文書館、図書館、博物館において、研究の促進に務める全てのアーカイブズ所蔵機関の最新の情報を集め、そのリストを作成するため」とし、リストが完成した第二段階においては、「この記述は記録資料についての電子化された国家的検索システムを作成するための、検索ツールを結び合わせる基盤として使用することになる。」と述べている³⁵。

このような、記述標準として単体で ISDIAH を受容する動きの一方で、ISDIAH を含む 4 つのアーカイブズ記述標準を使用した web ベースのアーカイブズ記述ソフトウェア・アプリケーションとして普及する動きもある。International Council on Archives -Access to Memory(通称 ICA AtoM)は、オンライン検索システムの開発・構築・維持が困難な規模の小さい機関でもそれを容易に実現できるようなオープンソースのアーカイブズ記述ソフトウェアとして開発されたもので、ISDIAH と同じ 2008 年のクアラルンプール大会で試用バージョンが発表、30 機関により試験運用された後、2010 年に最初のモデルが提供されるに至っている³⁶。

公的機関として比較的早い時期に ICA AtoM を取り入れて、複数機関の情報提供のプラットフォームとしたのは、ポーランドである。当国では 2009 年に各州都に所在する国立公文書館の所蔵資料の利用促進を促す方法論ガイドに ISDIAH を紹介する等の動きを見せており(2)、ヴロツワフ地域に所

在する6つの国立公文書館でICA AtoMを使用した所蔵資料検索のためのポータルサイトを運営している³⁷。

筆者の言語的限界もあり、広く世界的な受容の様相にまでは調査の及ばないところではあるが、以上のように、ISDIAHはEGADが言うようにISAD(G)ほど広く普及していないまでも、調査を行ったヨーロッパを中心とする諸外国では、徐々に受容の広がりを見ることができるとは思われる。

第2章 諸外国における実用例

次に、ISDIAHを使用する機関情報提供の実例を見ていくこととしたい。その際、複数国により行われたプロジェクトと、一国の国内レベルでの機関情報の例を取り上げることとする。なお今回の調査では、筆者の言語的限界もあるため、こういった記述がなされているかではなく、こういったエレメントが記載の対象となっているかに特に注目するものとする。

調査では、単館による情報発信の例は見ず、多機関によるプロジェクトにおいて標準化された情報の発信を行う例を取り上げることとする。取りあげるのは、複数国によるプロジェクトの例として現在ヨーロッパ規模で展開しているArchives Portal Europe network of excellence (以下、APEx)を、国レベルのプロジェクトとして、スペインとイタリアである。スペインではCenso-Guíaを、イタリアではISDIAHに準拠して機関情報を提供するとある3つのポータルサイト、SIUSA、SIAS(Sistema Informativo degli Archivi di Stato)、SAN(Sistema Archivistico Nazionale)とする。

2.1 APEx project

APExは、2009年にAPEnetプロジェクトの名称で、ヨーロッパ19ヶ国の国立公文書館とヨーロッパアーナ³⁸が立ち上げたプロジェクトである。2012年までの時限的プロジェクトとして行われたAPEnetは、ヨーロッパ地域のアーカイブズ所蔵機関が提供しているデジタル・アーカイブのコンテンツを収集、デジタル画像の一元的提供をめざすArchives Portal Europe (以下、APE)サイトを構築すると同時に、ISDIAHのSGML/XML形式であるEAG(Encoded Archival Guide)2012を策定するなど、様々な面で貢献している³⁹。2012年以降はAPExプロジェクトに引き継がれ、8つのワーキング・グループを擁して、ヨーロッパ全域のアーカイブズ所蔵機関を取り込むネットワークへの拡大や、標準とそのガイドラインの策定、搭載デジタル画像等とヨーロッパアーナとの相互運用可能なメタデータと諸権利処理等にかかる活動等を行っている⁴⁰。2015年9月には、時限的プロジェクト事業体から、永続的にAPExサイトを維持するための共同体Archives Portal Europe Foundationの設立をめざしての大会が開催され⁴¹、その創立に至った。2015年3月現在で、APExには32の国と共同体、機関数にして944機関の参加が見られた(現在はさらに増加している)。

APExが運営する検索サイトAPEの参加機関の情報は、「Directory」⁴²から閲覧できる。

では、提供の方法について、以下見ていきたい。機関情報の表示については図1のとおりである。まずページ左側に国の一覧があり、以下に様々なカテゴリーで機関が階層化されている。この階層による分類の仕方は国によって異なるが、主に大学アーカイブズや専門機関アーカイブズといった機関の種類で分類している国が多い。個別の機関を選択すると、画面右側の部分が現れる。

例えば図1のソフィア国立公文書館(ブルガリア)でいうと、Contact details(連絡先)にはVisitors address(訪問者住所)、Country(国名)、Email Address(メールアドレス)、Webpage(ホームページ)、Telephone(電話)のエレメントが上がっているが、他にFaxやRole of Archives(機関の役割)

のエLEMENTを置く機関もある。さらに「Access & Service Information (アクセス・サービス情報)」や「Archives & Holdings Description (機関と所蔵資料に関する記述)」の右横にある「SEE LESS」や「SEE MORE」をクリックすることで、表示する情報を多くしたり少なくしたりすることが可能となっている。

次に、APEのDirectoryのエLEMENTの種類を見てみたい。表4は、上がAPE DirectoryのエLEMENTを記載順に並べたもので、いずれかの機関が記載したELEMENTをいわば「最大公約数」の形で集めて示したものとなる。比較のため、下にISDIAHのエLEMENTの一覧を置いている。

表4より、APEの機関情報のELEMENTは、ISDIAHのエLEMENT・セットをそのまま使用しているわけではない。ISDIAHのエLEMENTは「5.1 固有性の領域」、「5.2 連絡領域」、「5.3 記述領域」、「5.4 アクセス領域」、「5.5 サービス領域」、「5.6 管理領域」の順となっているのに対し、APE Directoryではまず「連絡領域」に該当する「連絡先」があり、次いで「5.4 アクセス領域」と「5.5 サービス領域」をあわせた「アクセス・サービス情報」が来る。「5.3 記述の領域」に該当する「機関と所蔵資料に関する記述」が続き、その後に「Other Information(その他の情報)」がISDIAHの「5.1 固有性の領域」や「5.6 管理領域」に見られるいくつかのエLEMENTが混在する形で示されている。

また、「アクセス・サービス情報」で顕著に見られるように、ISDIAHで示されるELEMENTを細

Directory ▶ Austria ▶ Belgium ▶ Bulgaria ▶ State Archives ▶ Archives State Agency ▶ Central State Archives ▶ State Military Historical Archives ▶ Sofia State Archives ▶ Plovdiv State Archives ▶ Pernik State Archives ▶ Blagoevgrad State Archives ▶ Kyustendil State Archives ▶ Pazardzhik State Archives ▶ Smolyan State Archives ▶ Kardzhali State Archives ▶ Haskovo State Archives ▶ Varna State Archives ▶ Dobrich State Archives ▶ Shumen State Archives ▶ Targovishte State Archives ▶ Burgas State Archives ▶ Silven State Archives ▶ Stara Zagora State Archives ▶ Yambol State Archives ▶ Veliko Tarnovo State Archives ▶ Gabrovo State Archives ▶ Ruse State Archives ▶ Razgrad State Archives ▶ Silistra State Archives ▶ Montana State Archives ▶ Vidin State Archives ▶ Lovech State Archives ▶ Pleven State Archives ▶ Vratsa State Archives ▶ Croatia ▶ Czech Republic ▶ Denmark ▶ Estonia ▶ Europe ▶ Finland ▶ France ▶ Georgia ▶ Germany ▶ Greece ▶ Hungary ▶ Iceland ▶ Ireland ▶ Italy ▶ Latvia ▶ Lithuania ▶ Luxembourg ▶ Malta ▶ Netherlands	Sofia State Archives Print	
	CONTACT DETAILS Visitors Address: 5 Moskovska, Sofia 1000 Country: Bulgaria E-mail address: Send an e-mail Webpage: Sofia State Archives Telephone: +359 2 9400139 ACCESS & SERVICE INFORMATION (SEE MORE) Opening hours: Mo - Fr 9 am – 5:30 pm Access conditions: Accessible to the public Searchroom: 12 places ARCHIVES & HOLDINGS DESCRIPTION (SEE LESS) Extent of holdings: 6123.38 m Date(s) of the holdings: 1645 - 1673, 1820 - 1873, 1877 - 2013 History of the Archive: The Archive was the successor of the Municipal Museum and Library with Historical Archives, which was founded by order 2307/22.10.1928 of the General Vladimir Vazov, Mayor of Sofia. In 1952 the Archive became a directorate at the Ministry of Interior, called Sofia City and District State Archive, created in accordance with the Decree 515 of the Presidium of the National Assembly and the Council of Minister's Decree № 344 dated 18th April 1952. After 1959 it passed under the subordination of the City Directorate of the Ministry of Interior. In 1961 it was subordinate to the Sofia City People's Council. In 1992 it passed under the direct governance of the General Department of Archives at the Council of Ministers. In 1978 it received the status of a directorate but in 2010 it was reformed into a division. Date of the archives foundation: 1952 Archives act: Decree 515 of the Presidium of the National Assembly and the Council of Minister's Decree № 344 dated 18th April 1952 OTHER INFORMATION	

図1 APE Directoryの機関情報表示画面

表4 ISDIAH と APE Directory のエレメントの比較

APE Directoryの項目（※塗りつぶした箇所はISDIAHに明記されるエレメント）

連絡先				アクセス&サービス情報										機関と所蔵資料についての記述				その他の情報		アーカイブズ資料																																		
訪問者用住所	県・市行政体	市町村行政体	郵便住所	国名	eメールアドレス	ホームページ	電話番号	Fax番号	機関の役割	開館時間	閉館日	道順	利用制限	アクセス情報	障害者アクセス	障害者用設備	利用条件	閲覧者入場券	閲覧の事前予約	閲覧室	閲覧室の予約	閲覧室の電話番号	閲覧室のeメールアドレス	閲覧室のホームページ	複製サービス	複製サービスの電話番号	複製サービスのeメールアドレス	複製サービスのホームページ	修復室	修復室の電話番号	修復室のeメールアドレス	修復室のホームページ	修復室の電話番号	修復室のeメールアドレス	修復室のホームページ	展示	その他のサービス	アーカイブズ資料の重量	所蔵資料の年代	所蔵資料の種類	機関の歴史	アーカイブズ機関の設立日	根拠となる法令	機関開鎖の日	閉鎖に關わる法令	アーカイブズ機関の組織	アーカイブズ機関の建物の大きさ	収容可能な量	関連する情報源	機関の名称の他形式	機関の他の呼称/旧称	関連する所蔵機関	機関の種類	最新の更新日

ISDIAHの項目（※塗りつぶした箇所はAPExで使されたエレメント）

5.1 固有性の領域				5.2 連絡領域			5.3 記述領域				5.4 アクセス領域			5.5 サービス領域			5.6 管理領域													
5.1.1	5.1.2	5.1.3	5.1.4	5.1.5	5.2.1	5.2.2	5.2.3	5.3.1	5.3.2	5.3.3	5.3.4	5.3.5	5.3.6	5.3.7	5.3.7	5.4.1	5.4.2	5.4.3	5.5.1	5.5.2	5.5.3	5.6.1	5.6.2	5.6.3	5.6.4	5.6.5	5.6.6	5.6.7	5.6.8	5.6.9
識別子	名称の典拠形	名称の平行形式	名称の他の形式	アーカイブズ機関の種類	所在地及び住所	電話・FAX・Eメール	連絡窓口	アーカイブズ所蔵機関の歴史	地理的及び文化的背景	指令／権限の根拠	管理体制	記録管理及び収集の方針	建物	アーカイブズ及びその他の所蔵資料	検索手段・手引書及び出版物	開館時間	アクセス及び利用の条件	アクセシビリティ	研究支援サービス	複製サービス	一般公開エリア	記述識別子	機関の識別子	規則及び／又は慣行	状況	詳細度	作成、改訂、末梢の年月日	言語及び文字体系	情報源	記録管理上の注記

分化したサブ・エレメントを立てていることがわかる。例えば ISDIAH で「5.5.2 複製サービス」とある部分に該当するものが、複製サービス (Reproduction services) だけでなく、デジタル化サービス (Digitisation service)、写真サービス (Photocopying service)、マイクロフィルムサービス (Microfilming service) とされ、さらに複製サービス連絡先 (Reproduction service contact) としてメールアドレスやホームページ情報等のサブ・エレメントも用意されている。ISDIAH の「5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料」についても、所蔵資料の量 (Extent of holdings)、所蔵資料の年代 (Dates of the holdings) といったサブ・エレメントを設けている。ISDIAH が解釈に余裕を持たせたエレメントであるに対し、より細かく横並びの情報を発信するため、記載内容を限定させる工夫がなされている。なお、このサブ・エレメントについては、ISDIAH に由来するエレメントの範疇で設定されており、新たに付加されたエレメントは見受けられない。

第1章では、ISDIAH のエレメントには伝統的な標準に見られるような記録のコンテキスト情報の記述についての側面と、実用的な情報整理の側面があることを述べた。APE Directory と ISDIAH のエレメント・セットを比較してみる限り、記録のコンテキスト情報に関する「機関と所蔵資料に関する記述」が、ISDIAH では「連絡領域」の次に置かれているものの、APE Directory ではさらに「アクセス&サービス領域」の下に置かれている。また、表4の下図の、ISDIAH のエレメント・セットには APE Directory で採用されたエレメントを塗りつぶしているが、APE Directory に「記録管理及び収集方針」が採用されなかったことが見える。本誌46号でも指摘されたように、このエレメントは時代とともに変化する社会情勢や法制度の記録につながるものであり、資料についての重要なコンテキスト情報である⁴³。以上より、APE Directory におけるエレメントは、記録のコンテキスト情報よりも、機関の情報の整理やその発信をより念頭に置くエレメント・セットとしての構造を持っていると思われる。

続いて、参加機関がどのようなエレメントを重点的に記載しているかに注目してみたい。表5(58ページ)は、各機関の記載状況を国毎にまとめたものである。例えばオーストリアを例にとると、同国内で参加している11機関のうち、「訪問先住所」、「国名」、「開館時間」等に「11」とあるのは11機関すべてが該当のエレメントを記載していることを示し、一方で「電話番号」が「7」となっているのは11機関中7機関のみが当該エレメントを記載していることを表す。塗りつぶしたセルは1か国内全ての参加機関が記載したエレメントをあらわす(国内で1機関のみ参加している場合は除く)。

提供しているサービスや施設等に関するエレメントは、機関としての規模や提供するサービスの実態とも関わるため、エレメントの記載の有無と機関情報提供の標準化は同列に扱えない点が留意されるが、この表を見ると、APEx 参加機関全体として記載エレメントをそろえるような状況はないのが明らかである。一方で、各国ごとで一定の統一をはかろうとする様子は見受けられ、例えばイタリアでは国内134機関が参加しながら、ほぼ全ての機関が同じエレメントのみを記載していることが見える。他方、イギリスのように、国内で情報提供するエレメントをそろえる様子がない国もある。全体的な記載状況としては、「連絡先」情報と、「アクセス・サービス情報」の基本的な情報となるエレメントの記載が多くを占め、「自由記述」が求められる「機関と所蔵資料に関する記述」の記載の割合は低い。

なお、APEx 参加機関を通じて必ず記載されたエレメントは、「住所」と「国名」、「利用形態」(機関の利用について制限を設けているかどうか)、「障害者アクセス」(障害者用の施設があるかどうか)

と「更新日」のみである。このうち、「利用形態」はほぼ全ての機関を通じて「open to public（一般に開放）」の記載があり（稀に「予約者のみ」等の記述があった）、定型的文章での記載となっていた。「障害者アクセス」も同様で、この場合は「Facilities for disabled people are available（障害者が利用可能な施設の設置有り）」もしくは「not available（施設の設置なし）」のいずれかで定型的に記載される⁴⁴。サブ・エレメントの設定の他に、記載方法を単純回答にすることも、記載方法をそろえる（あるいは回答率を上げる）ために有効であると考えられる。

以下、調査で得られたことをまとめる。APE Directory では、ISDIAH で提供されているエレメントにサブ・エレメントをおき記載内容の標準化を図るという方法がとられている。本誌 47 号でも「サブ・カテゴリー」を設けることで「統一的な記述を行う」ことや比較等を容易することが述べられているが、その実例と言えるであろう。ただし、それぞれの記載機関数をみてもわかるように、エレメントによって記載している館のばらつきが多く、全体としてやや雑駁な印象を与えることは留意点と言える。また、ISDIAH の本来の構造を、利用やアクセス情報の提供を優先するエレメント・セットへ変えている。よって、記録のコンテキスト情報に関する情報よりも利用に関する情報整理のためのエレメント・セットとしての構造・性格を持っているといえる。また、実際の記載状況を見ても、記録のコンテキスト情報に関するエレメントが設けられているものの、記載は圧倒的に少ないといった結果が得られた。

2.2 スペイン

スペインで取り上げるのは、ISDIAH 策定時に多くをその経験に依拠したとされている Censo-Guía である。スペインとラテン・アメリカ諸国のアーカイブズ所蔵機関に関する検索システムであるため、正確には国家間レベルのプロジェクトではあるが、本稿では当該システムで紹介されるスペイン国内の状況のみに焦点を当てるため、国内例として取り上げたい。

第 1 章の表 1 で示したとおり、ISDIAH が策定される前の Censo-Guía のエレメントはサブ・エレメントをあわせても 40 前後に過ぎなかったが、現在の Censo-Guía は、2011 年に ISDIAH の構造とエレメント・セットを導入して大きく改編され、実に 170 にのぼる詳細なエレメント、サブ・エレメントが設定されている⁴⁵。

実際に Censo-Guía でどのようにアーカイブズ所蔵機関情報が提供されているかは、図 2 のとおりである。APE Directory とは異なり、表示される情報量を増減させる機能はなく、また各エレメントでは記載の有無に関わらず全てを表示している（記載のないエレメントは空欄のまま表示している）。APE Directory では各機関によって記載されるエレメントにばらつきがあることから、全体的に雑駁な印象を与えることを指摘したが、その点 Censo-Guía では冗長さはあるものの、情報が同じプラットフォームで提供されていることが可視化されていると言える。

各エレメントについて日本語訳を付し、一覧化したものが表 6 となる。エレメント・セットの構造は、サービス領域とアクセス領域の記載順が逆転している以外は、ISDIAH で立てられるエレメントと、その下にサブ・エレメントを立てるという、APE Directory と同様の方式をとる。これも記述エレメントによってサブ・エレメントを設ける例と言えるだろう。Censo-Guía を運営する CIDA の A. M. ロペス氏によると、記載内容を標準化させるだけでなく、これを利用して国内のアーカイブズ所蔵機関の状況について統計をとっているとのことであった。

続いて、エレメントの記載状況に移りたい。Censo-Guía には 5 万を超える機関情報が搭載され

表5 APE Directory 国別のエレメント記載状況一覧

[illegible]

表 6 Censo-Guia における記述項目と記載状況（Archivos Generales y Centrales に限る）

記述項目	日本語訳	
Área de Identificación	固有性の領域	
Identificador :	識別子	93
Forma(s) autorizada(s) del	名称の典拠形	93
Forma(s) paralela(s) del	名称の平行形式	15
Otra(s) forma(s) del nombre :	名称の他の形式	27
Tipo de Institución que conserva los fondos de archivo	アーカイブズ所蔵機関の種類	
Titularidad :	所有権	93
Categoría :	カテゴリー（議会アーカイブズ、地区別アーカイブズ、中央アーカイブズ等）	3
Subcategoría :	サブ・カテゴリー	0
Gestión :	管理者	92
Ciclo Vital :	ライフ・サイクル	82

記述項目	日本語訳	
Área de Contacto	連絡領域	
Localización y direcciones :	所在地及び住所	
Area geográfica :	地理的エリア	93
CC.AA./1ª División :	自治州（第一区分）	93
Provincia/2ª División :	県（第二区分）	93
Municipio :	市町村	92
Núcleo de Población menor :	人口	0
Dirección :	住所	92
Longitud :	緯度	3
Latitud :	経度	2
Forma de Acceso :	アクセス方法	9
Parking Público :	駐車場	2
Teléfono, fax, correo electró	電話、FAX、Eメール	
Teléfono :	電話	88
Fax :	FAX	66
Correo electrónico :	Eメール	71
Página Web :	ホームページ	58
Persona de contacto :	連絡窓口	
Director :	館長	
•Apellidos :	•苗字	50
•Nombre :	•名前	56
•Cargo :	•役職	56
•Fecha de Nombramiento :	•任命の日	25
Informante :	情報提供担当	
•Apellidos :	•名字	27
•Nombre :	•名前	51
•Cargo :	•役職	34
•Fecha de Cumplimentación :	•任命の日	90

記述項目	日本語訳	
Área de Descripción	記述領域	
Historia de la institución que custodia los fondos de archivo	アーカイブズ所蔵機関の歴史	50
Fundación del archivo :	アーカイブズ機関の設立	2
•Fecha :	•年月日	50
•Norma(s) :	•標準	28
Año de apertura al público del	一般開放の年	11
Existencia de Patronato:	管財人の有無	93
Fecha de existencia de Patronato:	管財人の発生日	5
Existencia de Asociación de Amigos del Archivo:	関連機関の有無	93
Integración en sistema archivístico o red de archivos:	アーカイブズシステムもしくはネットワークへの参加	92
Supresión del archivo :	機関の閉鎖	1
•Fecha :	•年月日	0
•Norma(s) :	•標準	1
Contexto cultural y geográfico	地理的及び文化的背景	8
Atribuciones, fuentes legales :	属性、法的根拠	6
Estructura administrativa del	管理体制	20
Gestión de documentos y política de ingresos :	記録管理及び収集方針	6
Edificio :	建物:	
•Introducción :	•紹介	43
•Uso exclusivo para funciones archivísticas:	•アーカイブズの機能の特別使用	92
•Uso compartido con otras funciones administrativas:	•他の行政機関との協同使用	92
•Superficie útil del edificio en	•建物の広さ(m ²)	56
•Metros cuadrados de depósito :	•倉庫の広さ(h)	92
•Instalaciones para materiales	•重要な記録のための施設	90
Capacidad total de los depósitos (metros lineales)	全収蔵庫のキャパシティ(リニアメーター)	2
•Metros lineales de estantería :	•収蔵棚の数	90
•Metros lineales estantería fija:	•使用中の固定棚の数	58
•Metros lineales estantería mó	•使用中の稼働棚の数	58
•Metros lineales estantería	•使用中の棚の収容可能量	52
•Metros lineales estantería	•棚の占有量	52
•Estimación aproximada en	•おおよその使用率	47
•Año de construcción de edificio:	•建物の定礎の年	11
•Año de última reforma:	•最新の改築	8
Tipo de edificio:	建物の種類	
•Construido para uso archivi	•アーカイブズ使用の建物	91
•Adaptado para uso archivístico :	•アーカイブズ使用の適正度	91
•Construido y adaptado para uso archivístico :	•アーカイブズの収蔵に適した形で建設されているか	90
Destinado a:	建設の目的	
•Todas las funciones de archivo :	•全てのアーカイブズの機能用	91
•Exclusivamente a depósito :	•特殊な寄贈品用	91
Total Edificio(s) :	全建物	
•Superficie útil total :	•全エリア	93
•Superficie dedicada a depósito :	•収蔵庫エリア	93
•Metros lineales de estantería	•収蔵可能な棚の量	93
•Metros lineales de estantería	•棚の占有率	93
Documentación :	文書の活用	
Metros lineales de documentación	文書の量	81
Fecha del documento más reciente	最も新しい文書の年月日	10
Fecha del documento más antiguo	最も古い文書の年月日	10
Descripción somera de los fondos:	フオンドの簡単な記述	4
Fondos y otras colecciones	フオンドとその他のコレクション	92
Instrumentos de descripción, guías y publicaciones :	検索手段、手引書及び出版物	29

記述項目	日本語訳	
Área de Servicios	サービス領域	
Sala de investigadores	閲覧室	
¿Posee el archivo sala de investigadores?	閲覧室はあるか？	59
Número de puestos :	座席数	15
Número de ordenadores :	コンピューターの数	10
Número de lectores microfilm / microforma :	マイクロ・リーダーの数	5
Petición anticipada de documentaci	資料の事前予約	93
Observaciones :	備考	2
Reserva de documentación :	予約の文書様式	91
Observaciones :	備考	5
Servicio de ayuda a la investigació	研究支援サービス	90
Observaciones :	備考	9
Biblioteca Auxiliar	図書館アシスタント	
¿Posee el archivo Biblioteca	ライブラリ・アシスタントはいるか？	93
Número de monografías :	専門書の数	38
Número de titulaciones periódicas	雑誌の数	38
¿Existe catálogo?	目録はあるか？	28
Enlace a catálogo :	目録へのリンク	11
Espacios Públicos	公共スペース	3
Servicios de difusión	普及促進サービス	1
¿Dispone de Salón de actos?	講堂はあるか？	48
Visitas guiadas :	ガイド・ツアー	48
Aula didáctica :	講義ルーム	48
Sala de exposiciones :	展示ホール	48
Servicios recreativos	レクリエーション・サービス	
Tienda-Librería:	書店	47
Restaurante/cafetería/máquina :	レストラン・カフェ	48
Observaciones :	備考	3
Alquiler de espacios para uso de terceros :	第3者利用のための駐車場	48
Observaciones :	備考	1
Servicios de reproducción	複製サービス	
¿Existe servicio de reproducción documental?	文書の複製サービスはあるか	84
•Servicio de fotocopias :	複写サービス	41
•Servicio de microfilms :	マイクロ・フィルム・サービス	39
•Servicio de fotografías :	写真サービス	39
•Servicio de reproducciones	デジタル化サービス	37
Servicios de conservación	修復サービス	
Taller de encuadernación :	バインディングのワークショップ	49
Control medioambiental :	環境の管理	49
Taller de restauración :	修復のワークショップ	79
Laboratorio fotográfico / microfilm	写真・マクロフィルム・ラボ	48
Equipamiento	備品	
Cámara analógica/digital de captura de imagen fija :	イメージ撮影用のアナログ・デジタル・カメラ	52
Aparato lector/reproductor de microformas :	マイクロフィルム・リーダーと複製機	53
Equipo de captura/reproducción de imagen en movimiento y sonido	動画・音声の作成・複製チーム	49
Equipo de grabación/audición de registros sonoros :	音声録音器具、音声記録視聴器具	48
Impresora :	プリンター	48
Escáner :	スキャナ	53
Nº de Ordenadores de Uso	内部使用のためのコンピューター数	18
Funciones informatizadas	コンピューター化された機能	
¿Forma parte del Sistema Integral de Gestión Archivística Estatal?	国レベル・アーカイブズの統一管理の一部となっているか	49
¿Están las funciones informatizadas?	館の機能はコンピュータ化されているか	81
•Gestión de usuarios :	•ユーザー管理	82
•Descripción de Fondos :	•フオンドの記述	81
•Porcentaje descrito de forma informatizada :	•コンピュータ化されたフ様式で記述されている割合	1
•Lenguajes documentales :	•文書の言語	81
•Otra Información :	•その他の情報	31
Página Web :	ホームページ	48
Portal de difusión archivística :	アーカイブズ検索システムの普及	48
Acceso Inventario :	目録リストへのアクセス	47
Porcentaje Aproximado :	概数	7

記述項目	日本語訳	
Área de Acceso	アクセス領域	
Horario :	開館時間	
Mañana :	•午前	48
Tarde :	•午後	48
Lunes a viernes :	月曜から金曜まで	
•Solo mañana :	•午前中のみ	48
•Solo tarde :	•午後のみ	48
•Mañana y tarde interrumpido :	•午前と午後の間に休憩あり	48
•Mañana y tarde continuado :	•午前と午後は連続営業	48
Sábados, domingos y festivos :	土曜・日曜・祝日	
•Solo mañana :	•午前のみ	47
•Solo tarde :	•午後のみ	47
•Mañana y tarde interrumpido :	•午前と午後の間に休憩あり	47
•Mañana y tarde continuado :	•午前と午後は連続営業	48
•Horario apertura al público :	•一般開放されている時間帯	81
•Cerrado al público :	•一般閉鎖の時間	43
•Horas de Apertura Semanales en	•冬期の開館時間/週	79
•Horas de Apertura Semanales en	•夏期の開館時間/週	48
Condiciones y requisitos para el uso y acceso :	アクセスおよび利用の条件	
Restringido :	制限	92
Acreditación :	承認	47
Accesibilidad :	アクセシビリティ	2
•Facilidades para personas con discapacidad :	•障がい者用の施設	86

記述項目	日本語訳	
Área de Control	管理領域	
Identificador de la descripción	記述識別子	90
•Identificador del centro responsable de la descripción :	記述に関する責任を負うセンターのID	9
•Usuario Creación :	•ログインの作成	
•Login :	•ログイン	18
•Nombre Apellidos :	•名字	18
•Usuario Modificación :	•ユーザー・ネームの変更	1
•Login :	•ログイン	61
•Nombre Apellidos :	•名字	63
Reglas y convenciones :	規則と慣習	4
Estado de elaboración :	状況	91
Nivel de detalle :	詳細度	6
Fechas de creación, revisión o eliminación :	作成、改訂または末梢の年月日	
•Fechas de creación :	•作成の日	20
•Fechas de modificación :	•改訂の日	62
Lengua y escritura :	言語及び文字体系	
Fuentes :	情報源	
•Fuente empleada :	•使用された情報源	51
Nota :	注記	60
Georreferencia :	ジオリファレンス	92

ているため、スペインの中央アーカイブズ／一般アーカイブズ(Archivos des Centro y Generale)⁴⁶に分類される、国や広域自治体の行政機関を親機関とするアーカイブズ 93 機関(このタイプのアーカイブズ機関として 99 機関が分類されていたが、6 機関は名称と簡単な連絡先の記載のみであった)に限って調査した。

表 6 の各欄右端の数字が、それぞれのエレメントを記載した機関の数である。薄く塗りつぶしたエレメントは、改編前のもともとの **Censo-Guía** のエレメントに相当するものである。調査対象とした 93 機関の多くが記載したエレメントは、まず、おおよそではあるが、改編前のエレメントを中心としたものといえることができる。

「固有性の領域」では、ISDIAH でも見られる5つのエレメントの他に、「Titularidad（所有者）」「Gestión（管理者）」「Ciclo Vital（ライフサイクル）」というISDIAHにはないエレメントが見られる。「所有者」は記録資料の所有にかかるものであり、「管理者」は当該機関の建物やスタッフ等の管理者を指すもの⁴⁷で、例えば国立歴史文書館（Archivo Histórico Nacional）の場合、「所有者」は

ARCHIVO HISTÓRICO NACIONAL		" EAG
Área de Identificación		
Identificador: ES. 28079. AHN Forma(s) autorizada(s) del nombre: ARCHIVO HISTÓRICO NACIONAL Forma(s) paralela(s) del nombre: Otra(s) forma(s) del nombre: Archivos Nacionales Otra(s) forma(s) del nombre: Archivo General Nacional Otra(s) forma(s) del nombre: Archivo Histórico Nacional de Madrid Otra(s) forma(s) del nombre: Archivo Nacional Otra(s) forma(s) del nombre: Histórico Nacional Tipo de institución que conserva los fondos de archivo: Titularidad: Archivos de titularidad pública Categoría: Archivos Generales y Centrales Subcategoría: Gestión: Administración Central Ciclo Vital: ● Archivo Histórico		
Área de Contacto		
Localización y direcciones: Area geográfica: España País: España CC.AA./1ª División: Comunidad de Madrid Provincia/2ª División: Madrid Municipio: MADRID Núcleo de Población menor: Dirección: Serrano, 115 28006 Longitud: Latitud: Forma de Acceso: Parking Público: Teléfono, fax, correo electrónico: Teléfono: ● 91.768.85.00 Fax: ● 91.563.11.99 Correo electrónico: ● ahn@meod.es Página Web: ● http://www.meod.gob./.../ahn/portada.html Personas de contacto: Director: ● Apellidos: Sierra Bárcena ● Nombre: Carmen ● Cargo: Directora ● Fecha de Nombramiento: 2006-06-01		

図2 Censo-Guia 機関情報の表示画面

「Archivos de titularidad publica (国有)」となり、「管理者」は「Administración Central (中央行政庁)」との記載となる。こういったエレメントの設置は、Censo-Guía が公的機関の所蔵資料だけでなく、個人や企業等のアーカイブズ所蔵機関情報を搭載していることによる考えられる。また、「ライフサイクル」は、当該機関が所蔵する記録資料が記録のライフサイクルのどの時点のものを記載するもので、「Archivo de Gestión (管理下の記録)」「Archivo Intermedio (中間的記録)」「Archivo Histórico (歴史的記録)」等の記載がある。記録の開示状況（一般利用者が閲覧可能か、行政利用や本人利用のみに限られるか等）だけでなく、永久保存対象の記録か将来的に廃棄される可能性のあるものか等を判断するためのエレメントとして使用されているとのことである⁴⁸。ISDIAH にはないものの、記録を扱う際に慣例として必要なエレメントが追加される例と見ることができる。

「連絡領域」については、ISDIAH での「住所」を「地理的エリア」「自治州」等のサブ・エレメントに分けており、改編前の Censo-Guía を引き継いでいる。「人口」は改編前からエレメントとして存在しているが、記載は見られなかった。連絡窓口は「館長」と「情報提供担当」に分かれており、後者の任命日についての記載はよく見られたが、その他については半数程度にとどまっている。

「記述領域」は、「機関の歴史」や「建物の紹介」といった自由記述が必要なエレメントがある領域である一方で、詳細な記述を行っている機関はさほど多くない。建物に関する情報は非常に多くのサブ・エレメントを設定してあり、比較的多く記載されているように見えるが、「建物エリア」「収蔵庫エリア」の広さや収蔵可能な棚の量といった数量に関する情報がほとんどで、また記載ありとカウントしたものでも実際のところ「0」とあるのみの場合が多く、実態を記載している館はほとんどないといえる。また、「フォンドとその他のコレクション」については、各機関のホームページや検索システムへのリンクが付され、文章として記述される例は見られない。「記述領域」は、ISDIAH が記録のコンテキスト情報を提供する際のエレメントとしての側面を持つエレメント・セットの領域であるが、中央アーカイブズ／一般アーカイブズの記載状況を見る限りでは、さほど記述が進んでいないことがみえる。

「サービス領域」については、質問形式のサブ・エレメントが処々に見えるのが特徴であり、また多くの項目が「Si(Yes)」「No」で回答されている。記載にはばらつきが多いが、各機関の実態を表すと考えられる。「アクセス領域」についても同様のことが言えるが、利用者アクセスの「制限」の有無に関するエレメントは、ほぼ全機関が記載を行っていた。

「管理領域」については、ISDIAH の機関の識別子に詳細なサブ・エレメントを設定する以外は ISDIAH をそのまま踏襲している。「ジオリファレンス」がエレメントとして追加されているが、HP 上への埋め込み式の地図情報に関するもので、有無を回答するのみのエレメントである。

以上のように、Censo-Guía では APE Directory 以上に詳細かつ多くのサブ・エレメントを設ける他、慣例的に必要なエレメントの追加を行っていること、また Censo-Guía によって機関情報の収集が行われていることがわかった。記載状況については、自由記述が必要な記録のコンテキスト情報に関するエレメントの記載は多いとは言えず、単純回答可能なエレメントへの記載が中心となっている。なお、Censo-Guía は、スペイン国内の他のポータルサイトの機関情報のページから「Censo-Guía を参照」とされていることが多い。国内のアーカイブズ所蔵機関情報の提供について中心的役割を果たしているサイトでもあることを付しておく。

2.3 イタリア

イタリアは、前述のとおり比較的早い時期から国内で行う機関情報の提供に ISDIAH を使用してきた。また、他の欧米諸国と同様に、2000 年代の初頭から様々なポータルシステムが構築されている国でもある。本稿では、機関情報の提供について ISDIAH に基づき行くと明記されるポータルサイトをとり上げてみたい。取り上げるのは、以下の 3 つである。

・ Sistema Informativo Unificato per le Soprintendenze Archivistiche (SIUSA)

詳細は第 1 章参照。

・ Sistema Informativo degli Archivi di Stato (以下、SIAS)

「国立文書館情報検索システム」の意。2003 年に運用を開始した、イタリア各州に所在する国立文書館の所蔵資料のためのポータルサイト。国立文書館自体は全国に約 100 機関ほど所在するが、2015 年 3 月時点で、SIAS には 88 機関の情報提供がみられる。

・ Sistema Archivistico Nazionale (以下、SAN)

「全国アーカイブズ（情報検索）システム」の意。2011 年に運用を開始した、イタリア全土のすべてのアーカイブズ所蔵機関の資料情報等に関するポータルサイト。

では、早速それぞれのサイトにおける機関情報の提供の形を見てみたい。調査の対象については、全ての検索システムに情報が搭載される国立文書館 (Archivio di Stato) に限定した。SIUSA には 37 機関、SIAS には 88 機関、SAN には 103 機関の情報の搭載が見られた (2015 年 3 月現在)。表 7 は、各サイトでのエレメントを一覧にし、さらにエレメント・セットの構造を図式化したものとなる (なお、図 3～5 は各サイトの機関情報についての表示画面)。

表 7 イタリアのポータルサイトのエレメント一覧

SIUSA		SIAS		SAN	
エレメント	(37機関)	エレメント	(88機関)	エレメント	(103機関)
(機関名)	37	機関名	88	機関名	103
住所	37	支部名	7	機関の種類	103
電話	37	住所	88	機関についての記述	102 (av. 599語)
fax	34	州	88	住所	103
Eメール	37	郵便番号	88	連絡先	103
ホームページ	36	電話	88	研究支援サービス	103
機関の種類	37	fax	88	アクセス	1
(所蔵資料の紹介)	29 (av. 242語)	ホームページ	88	開館時間	102
コレクション	35	Eメール	88	他のオフィス	6
参考文献	2	館長	88	目録情報提供先ポータル	102
作成、改訂の日	33	開館時間	88	関連する情報源	103
「(所蔵資料の紹介)」を()としているのは、エレメントのタイトルが明示されていないことによる。なお、記述内容については、ほとんどが「詳細は SANを参照」、とのみ記載。		備考	27		
		他のweb情報とのリンク	8		
		分館情報	22		

〈構造〉

①固有性の領域

↓

②連絡領域

↓

①固有性の領域(機関の種類)

↓

③記述領域

↓

④アクセス領域なし

↓

⑤サービス領域なし

↓

⑥管理領域

〈構造〉

①固有性の領域

↓

②連絡領域

↓

③記述領域なし

↓

④アクセス領域

↓

⑤サービス領域なし

↓

⑥管理領域

その他

〈構造〉

①固有性の領域

↓

③記述領域

↓

②連絡領域

↓

⑤サービス領域

↓

④アクセス領域

↓

⑥管理領域

※①～⑥はISDIAHにおける各領域の順

SIUSA
Sistema Informativo Unificato per le Soprintendenze Archivistiche

Home Ricerca guidata Ricerca avanzata Inventari on line Percorsi tematici Percorsi regionali Aiuto

Complexi archivistici

- Indice dei fondi
- Indice di tutti i complessi
- Strumenti di ricerca
- Tipologie documentarie

Soggetti produttori

- Enti
- Famiglie
- Persone
- Contesti storico istituzionali
- Profili istituzionali
- Ambiti territoriali

Soggetti conservatori

- Indice
- Per regioni di appartenenza
- Per tipologia

Home » Ricerca guidata » Soggetti conservatori » Soggetto conservatore

Archivio di Stato di Mantova

Via R. Ardigò, 11
46100 Mantova (Mantova)

Telefono: 0376324371
Fax: 0376222554
E-mail: as-mn@beniculturali.it

Siti web:
Archivio di Stato di Mantova
Archivio di Stato di Mantova, Conservatore di autorità in SAN

Tipologia: stato

La descrizione completa della documentazione conservata presso l'Archivio di Stato di Mantova è consultabile a partire dalla relativa scheda soggetto conservatore di autorità presente nel Sistema archivistico nazionale - SAN.

Complexi archivistici:
Capilupi, famiglia (fondo)
Capilupi, famiglia (fondo)
Istituti ospedalieri di Mantova. Sezione maniaco (fondo)
Ospedale psichiatrico provinciale di Mantova (fondo)

Redazione e revisione:
Vichi Andrea Carlo, 2010/12/31, prima redazione

図3 SIUSAの機関情報の表示画面

ARCHIVI Sistema Informativo degli Archivi di Stato

home | credits | il progetto

Compl. documentari | Soq. produttori | Strumenti di ricerca | Inventari on line

Indietro | Inserisci segnalibro | Compl. documentari in questo istituto | Strum. di ricerca in questo istituto

RICERCA

Ambito: questo istituto

Complexi documentari

Denominazione:

Estremi cronologici:

anno da a
dal secolo a
al secolo

Tutti
Tutti

CERCA

SCHEDA INFORMATIVA - Istituto di conservazione

Denominazione: Archivio di Stato di Genova

Succursali: Succursale di Campi

Indirizzo: piazza Santa Maria in Via Lata 7

Provincia: GENOVA Cap: 16128

Telefono: 010537561 Fax: 0105538220

Indirizzo web: <http://www.asgenova.beniculturali.it/> E-mail: as-ge@beniculturali.it

Direttore: Francesca Imperiale

Orario al pubblico: lunedì, venerdì, sabato: 08:30 - 13:40; mar. - giov.: 08:30 - 17:30

Note: Ingresso sala studio: piazza Santa Maria in Via Lata 7 Ingresso manifestazioni: via di Santa Chiara 28 rosso. Accesso portatori di handicap: Piazza San Leonardo 2

Link ad altre risorse web: <http://www.asgenova.beniculturali.it/>

Indietro | Inserisci segnalibro | Compl. documentari in questo istituto | Strum. di ricerca in questo istituto

図4 SIASの機関情報の表示画面

san
SISTEMA ARCHIVISTICO NAZIONALE

IL SAN CERCA NEL SAN PORTALI TEMATICI STRUMENTI PER LE RICERCHE NOTIZIE E NEWSLETTER IL MIO SAN DATI SAN LOG

sei in: HOME » Cerca nel SAN » Cerca nel catalogo » Ricerca guidata » Conservatori di archivi » Dettaglio Conservatore di archivi

Cerca nel SAN

Cerca nel catalogo

Ricerca guidata

Conservatori di archivi

Produttori di archivi

Enti

Famiglie

Persone

Complexi archivistici

Ricerca avanzata

Atlante storico istituzionale

Cerca nella galleria digitale

Documenti digitali

Progetti di digitalizzazione

Collezioni digitali virtuali

Archivio di Stato di Como

SCHEDA **RISORSE COLLEGATE**

Denominazione: Archivio di Stato di Como

Tipo Soggetto Conservatore: - archivio di Stato

Descrizione: L'Archivio di Como fu istituito come Sezione con d.m. 5 genn. 1943, e assunse il nome di Archivio di Stato in seguito al d.p.r. 30 sett. 1963, n. 1409. Conserva numerosi fondi pervenuti, oltre che per versamento dagli uffici statali, per deposito da enti pubblici - comune di Como, camera di commercio di Como e di Lecco, ospedale di S. Anna - e per donazione da privati. Essendo stata attraverso il tempo diversa - ma sempre più vasta di quella attuale - la circoscrizione territoriale sulla quale ebbe giurisdizione la città di Como, la documentazione conservata permette di attingere notizie anche relative a località che non fanno più parte della provincia comasca e neppure del territorio italiano; si possono, infatti, trovare documenti riguardanti la Valtellina, la Valchiavenna (ora in provincia di Sondrio), una parte della provincia di Varese (istituita nel 1927) e alcune località dell'attuale Canton Ticino. Manca invece la documentazione relativa alle corporazioni religiose, che furono numerose nelle città e nel territorio. Soppressa in epoca in cui l'Archivio di Stato non esisteva, esse, per la maggior parte, hanno versato il loro patrimonio documentario all'AS Milano, con l'unica eccezione del monastero di S. Carpoforo i cui atti si trovano presso l'AS Como.

Sede: via Briantea 8 - 22100, Como (Como)

Contatti: tel: 031306368
fax: 031303308
email: as-cod@beniculturali.it

Servizio consultazione al pubblico: Sì

Orari di apertura: lun. - ven.: 8,15 - 15,15; mer.: 8,30 - 15,30

Schede conservatori nei sistemi di provenienza: [scheda GGAS](#)
[scheda LBC-Archivi](#)
[scheda SIAS](#)

Risorse esterne correlate: [Vai alla scheda del sistema di provenienza](#)
[Repertori archivistici non editi dell'Archivio di Stato di Como](#)

Ricerca rapida nel portale
Parola esatta:

Cerca
affina la ricerca

NOTIZIE IN EVIDENZA

san

15/12/2015
Il termine ultimo per compilare il questionario è il 15 dicembre 2015

09/11/2015
Lunedì 9 novembre 2015, alle ore 9.30, presso l'Istituto italiano di studi germanici (IISG), di...

VEDI ANCHE...

[Chiedi all'archivista](#)

図5 SANの機関情報の表示画面

これまで述べてきた APE Directory や Censo-Guía とは異なり、エレメント数が非常に少ない、それぞれの領域から限られた要素を抽出しエレメント・セットを構成したと考えられるものとなっている。

続いて、同表から各エレメント・セットの構造を見てみる。SIUSA は ISDIAH に基づいていることがやや見えにくい形となっている。SIAS については、「記述領域」と「サービス領域」に属するエレメントは見られないが、その他の領域に属するエレメントは、ISDIAH のエレメントの構造と同様となっている。SAN では、構造の組み替えはあるが、6つの領域全てからエレメントを取り入れたものとなっている。

一方で、各エレメントについて記載した機関数（各表の右列）を見ると、ほぼ全機関が全てのエレメントを記載していることが見える。このことから、イタリアのポータルサイトの場合、記載するエレメントの数を最小限にすることで、全体として統一性のある機関情報を提供する形がとられていると考えられる。

さらに、記録のコンテキスト情報にかかわる「記述領域」のエレメントの扱い方を見ると、SIAS にはこの領域のエレメントが見られないことから、ISDIAH の機関情報の整理やその発信のため標準を使用したエレメント・セットと評価できる。一方で、SIUSA のエレメントには「(所蔵資料の紹介)」が、SAN には「機関についての記述」が見られる。それぞれの記述領域のエレメントに (av.) で記した数字は、各機関が平均何語⁴⁹程度で記載したかを示している。SIUSA では平均して 242 語程度で説明がなされているが、記載機関 29 機関のうち、26 機関が「各アーカイブズ資料の詳細については SAN の所蔵資料欄を参照すること」⁵⁰と記載し、また 11 機関はその一文のみである。機関情報ではなくあくまで所蔵資料についてとなるが、SAN が、Censo-Guía と同様に、国内におけるアーカイブズ情報の提供について中心的役割を果たしていることが見て取れる。

このような SAN の「機関についての記述」はまず、その構造として、「機関名」「機関の種類」の直後に配置されている。また、記載状況は、単にほぼ全機関が記載しているだけでなく、平均して約 600 語程度の記述がある（中には 6,000 語近い記述を行う機関もある⁵¹）。正確に評価するには記載内容の検討が必要となるだろうが、分量的にみて、比較的詳細な記述が行われていると推測できる。SAN は、ISDIAH の各領域からの主要なエレメントの抽出や、記録のコンテキスト情報の記載の重視といったことから、バランスの取れた機関情報の提供が行われていると言える。

2.4 小括

以上、ヨーロッパ規模のポータルサイト APE Directory と、各国での例としてスペインの Censo-Guía 及びイタリアの SIUSA、SIAS、SAN における機関情報提供の実際を見てきた。そこでは、それぞれのプロジェクトに合う形でエレメント・セットの構造が編成しなおされ、またエレメントが選別・追加される状況が見られた。それには、APE Directory や Censo-Guía のように、ISDIAH のエレメントに多くのサブ・エレメントを加える形や、イタリアのようにエレメントを絞り込む形が見られた。前者は、各機関の個性や特徴を示す機会が多くある一方で、やや冗長かつ全体として統一感を欠きやすい傾向があり、後者は統一感のある情報提供を可能とする一方で、提供する情報の多様性に欠けた印象を与えるという指摘ができる。

また、ISDIAH は記録のコンテキスト情報を提供する側面が指摘されるものの、実際の記載状況を概観すると、機関情報の整理のためのエレメントやサブ・エレメントでかつ単純回答が可能なエ

レメントの記載が多く、記録のコンテキスト情報に該当するエレメントについての記載は概してあまりなされず、標準的に行われているのは、調査をしたポータルサイトの中ではイタリアの SAN のみであったことなどが挙げられる。

第3章 実用に向けての課題と諸外国における模索

国立公文書館では、前述のとおり、本誌 46 号、47 号にて、国立公文書館、宮内公文書館、外務省外交史料館の記述実験を行ってきた。本章では、これら記述実験で見出された課題について、主に記述領域の標準的記載方法と、海外向けに情報を発信する際の考え方について、諸外国での取組みを参考に検討してみたい。また、46 号で触れられた ISDIAH を含む 4 つの ICA 標準の統合に向けた動きについてまとめておきたい。

3.1 記述領域について

記録のコンテキスト情報にかかる「記述領域」は、これまでの記述実験において困難が見出された部分であった。第2章でみた諸外国の例でも、イタリアの SAN を除いては「記述領域」は積極的な記載の少ない領域であり、また記載があったとしても、標準化させるとなると困難が伴う。これは、各機関の設立の背景や発展はそれぞれに異なっており、当然ながらその記載も多様とならざるを得ないからである。

こういった各国に共通する普遍的な課題について、47 号に引き続き、国立公文書館等に類する施設として指定を受ける国立大学法人設置の公文書館を対象にした記述領域の実際を見、課題に対する取組み方を模索してみたい。取り上げるのは、調査を行った平成 26 年度時点で国立公文書館等の指定を受けていた機関に限る。また紙幅にも限りがあることから、記述領域のうち、「5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史」のみとしたい。

表 8-1 は、各公文書館の HP において「沿革」等のタイトルが付された上で所蔵機関の歴史やその背景を紹介する記述を一覧化したものである（神戸大学附属図書館大学文書史料室と広島大学文書館には該当するページがなかったため取り上げていない）。記述のされ方としては、年表で一覧化されたものや文章体で記述されたもの、また歴史的発展段階にわけたり、設立の背景（機関設立以前の歴史）に設置目的や理念等をおりまぜて述べるなど様々である。当然ながら、各機関の発展の歴史そのものも一様ではない。

こういった自由記述が基本となるエレメントの記述に一定の標準化をもたらすための工夫について、興味深い例が APE Directory に情報を提供するブルガリアの機関に見られるため、示してみたい。

まず、ブルガリアからは、2015 年 3 月時点で計 29 機関が APEx に参加している。これらの機関は全て「国立公文書館」の名称を冠しており、各広域自治体の中心都市に設置されている。APE Directory では、公用語であるブルガリア語ではなく、英語での機関情報提供を行っているのが特徴となっている。

「機関の歴史」における記述を整理したところ、各機関は、表 9 の中央にまとめたような「定型原稿」があり、各機関はそれぞれに必要な段落を選択し、さらに年代や名称、所在地、収蔵資料の量といった機関固有の情報を挿入していつていることがわかった。例えば、ヴァルナ国立公文書館は定型原稿の全てを使用する一方、ブルガス国立公文書館は第 1 段落のみを使用している。プロヴ

表 8-1 国立公文書館等に指定される国立大学法人設置の公文書館の「機関の歴史」に関する記述一覧

東北大学史料館	名古屋大学大学文書資料室	京都大学大学文書館	大阪大学アーカイブズ	九州大学大学文書館
東北大学史料館は、昭和38年(1963)7月にわが国初の大学アーカイブズ「東北大学記念資料室」として設置されて以後、半世紀近くにわたって活動を続けてきています。その沿革は、以下のようにまとめられます。	名古屋帝国大学創設50周年を迎えることを記念して、1985年から名古屋大学としては初めての大学史編纂の事業に着手しました。その際に設置された名古屋大学史編纂室が、現在の大学文書資料室の前身にあたります。	当館は、2000年11月1日に設置されました。本格的な大学文書館としては日本で初めての組織です。設置の契機としては、以下の二点が挙げられます。	大阪大学アーカイブズは、文書館設置準備室(平成18年7月1日設置)を発展的に改組して、平成24年10月1日に設置された組織です。アーカイブズ内には、法人文書資料部門と大学史資料部門の二つの部門を設けています。	昭和60(1985)年5月 九州大学七十五年史編纂室設置。 平成3(1991)年7月 九州大学七十五周年記念事業委員会委員長、大学史料室設置要望書を学長に提出。 平成4(1992)年1月 九州大学史料収集・保存に関する委員会規則制定。 平成4(1992)年12月 九州大学大学史料室設置。九州大学大学史料室規則制定。 平成5(1993)年3月 『大学史料室ニュース』、『大学史料叢書』刊行開始。 平成6(1994)年1月 九州大学大学史料室印刷物収集・整理・保存要項制定。 平成9(1997)年1月 九州大学大学史料室所蔵史料目録刊行開始。 平成9(1997)年10月 大学史料室専任教官による全学共通教育科目「九州大学の歴史」開講。 平成11(1999)年4月 大学史料室専任・兼任教官等による全学共通教育科目「大学とは何かーともに考えるー」開講。 平成13(2001)年3月 九州大学大学史料室利用規程制定。大学史料室、いわゆる「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の史料」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令)を保管する施設として、総務省より指定を受ける。 平成13(2001)年6月 九州大学文書館設置準備委員会設置。 平成13(2001)年10月 共同研究「低年次教育における九州大学史カリキュラム開発に関する研究」、九州大学総長賞(P＆P成果表彰)を受賞。 平成14(2002)年2月 九州大学情報公開委員会規則制定(九州大学史料収集・保存に関する委員会規則廃止)。 平成14(2002)年3月 九州大学大学史料室規則(改正)制定。『大学とはなにかー九州大学に学ぶ人々へー』刊行。 平成14(2002)年4月 副学長、史料収集・保存に関する委員会委員長及び大学史料室長に就任。 平成16(2004)年3月 九州大学文書館設置準備委員会、最終報告。 平成16(2004)年6月 記録資料館・大学史料室検討会設置。 平成17(2005)年2月 企画専門委員会、及び将来計画委員会で大学文書館構想承認。 平成17(2005)年4月 九州大学大学文書館発足。九州大学大学文書館規則、九州大学大学文書館利用規程、九州大学大学文書館印刷物収集・整理・保存要項制定。第1回大学文書館委員会開催。 平成17(2005)年12月 『九州大学大学文書館ニュース』刊行開始。 平成19(2007)年10月 九州大学大学文書館、旧法文学部本館2階より工学部本館1階へ学内移転。 平成21(2009)年1月 九州大学大学文書館に百年史編纂室設置。九州大学大学文書館規則の一部改正。 平成21(2009)年4月 九州大学大学文書館規則の一部改正。 平成23(2011)年4月 九州大学大学文書館、「公文書等の管理に関する法律」(平成23年4月1日施行)に基づく「国立公文書館等」の施設として、内閣総理大臣の指定を受ける。九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程、九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用請求に対する利用決定に係る審査基準制定。 平成21(2009)年4月 九州大学大学文書館規則、九州大学大学文書館利用規程の一部改正。
東北大学史料館は、昭和38年(1963)7月にわが国初の大学アーカイブズ「東北大学記念資料室」として設置されて以後、半世紀近くにわたって活動を続けてきています。その沿革は、以下のようにまとめられます。	名古屋帝国大学創設50周年を迎えることを記念して、1985年から名古屋大学としては初めての大学史編纂の事業に着手しました。その際に設置された名古屋大学史編纂室が、現在の大学文書資料室の前身にあたります。	第一は2001年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)です。情報公開法は、現用行政文書の厳密な管理と国民からの開示請求への対応などを定めた法律ですが、京都大学では現用文書だけでなく、保存期間が満了となった非現用文書の管理・公開も行う必要があるとの考えから、「大学公文書館」の設置が求められました。	大阪大学アーカイブズは、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)に基づく特定歴史公文書等及び本学の歴史に関する資料の適切な管理を行うことにより、本学の円滑な管理運営に資するとともに、教育、研究及び社会貢献に寄与することを目的としています。	昭和60(1985)年5月 九州大学七十五年史編纂室設置。 平成3(1991)年7月 九州大学七十五周年記念事業委員会委員長、大学史料室設置要望書を学長に提出。 平成4(1992)年1月 九州大学史料収集・保存に関する委員会規則制定。 平成4(1992)年12月 九州大学大学史料室設置。九州大学大学史料室規則制定。 平成5(1993)年3月 『大学史料室ニュース』、『大学史料叢書』刊行開始。 平成6(1994)年1月 九州大学大学史料室印刷物収集・整理・保存要項制定。 平成9(1997)年1月 九州大学大学史料室所蔵史料目録刊行開始。 平成9(1997)年10月 大学史料室専任教官による全学共通教育科目「九州大学の歴史」開講。 平成11(1999)年4月 大学史料室専任・兼任教官等による全学共通教育科目「大学とは何かーともに考えるー」開講。 平成13(2001)年3月 九州大学大学史料室利用規程制定。大学史料室、いわゆる「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の史料」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令)を保管する施設として、総務省より指定を受ける。 平成13(2001)年6月 九州大学文書館設置準備委員会設置。 平成13(2001)年10月 共同研究「低年次教育における九州大学史カリキュラム開発に関する研究」、九州大学総長賞(P＆P成果表彰)を受賞。 平成14(2002)年2月 九州大学情報公開委員会規則制定(九州大学史料収集・保存に関する委員会規則廃止)。 平成14(2002)年3月 九州大学大学史料室規則(改正)制定。『大学とはなにかー九州大学に学ぶ人々へー』刊行。 平成14(2002)年4月 副学長、史料収集・保存に関する委員会委員長及び大学史料室長に就任。 平成16(2004)年3月 九州大学文書館設置準備委員会、最終報告。 平成16(2004)年6月 記録資料館・大学史料室検討会設置。 平成17(2005)年2月 企画専門委員会、及び将来計画委員会で大学文書館構想承認。 平成17(2005)年4月 九州大学大学文書館発足。九州大学大学文書館規則、九州大学大学文書館利用規程、九州大学大学文書館印刷物収集・整理・保存要項制定。第1回大学文書館委員会開催。 平成17(2005)年12月 『九州大学大学文書館ニュース』刊行開始。 平成19(2007)年10月 九州大学大学文書館、旧法文学部本館2階より工学部本館1階へ学内移転。 平成21(2009)年1月 九州大学大学文書館に百年史編纂室設置。九州大学大学文書館規則の一部改正。 平成21(2009)年4月 九州大学大学文書館規則の一部改正。 平成23(2011)年4月 九州大学大学文書館、「公文書等の管理に関する法律」(平成23年4月1日施行)に基づく「国立公文書館等」の施設として、内閣総理大臣の指定を受ける。九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程、九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用請求に対する利用決定に係る審査基準制定。 平成21(2009)年4月 九州大学大学文書館規則、九州大学大学文書館利用規程の一部改正。
東北大学史料館は、昭和38年(1963)7月にわが国初の大学アーカイブズ「東北大学記念資料室」として設置されて以後、半世紀近くにわたって活動を続けてきています。その沿革は、以下のようにまとめられます。	名古屋帝国大学創設50周年を迎えることを記念して、1985年から名古屋大学としては初めての大学史編纂の事業に着手しました。その際に設置された名古屋大学史編纂室が、現在の大学文書資料室の前身にあたります。	第一は2001年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)です。情報公開法は、現用行政文書の厳密な管理と国民からの開示請求への対応などを定めた法律ですが、京都大学では現用文書だけでなく、保存期間が満了となった非現用文書の管理・公開も行う必要があるとの考えから、「大学公文書館」の設置が求められました。	大阪大学アーカイブズは、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)に基づく特定歴史公文書等及び本学の歴史に関する資料の適切な管理を行うことにより、本学の円滑な管理運営に資するとともに、教育、研究及び社会貢献に寄与することを目的としています。	昭和60(1985)年5月 九州大学七十五年史編纂室設置。 平成3(1991)年7月 九州大学七十五周年記念事業委員会委員長、大学史料室設置要望書を学長に提出。 平成4(1992)年1月 九州大学史料収集・保存に関する委員会規則制定。 平成4(1992)年12月 九州大学大学史料室設置。九州大学大学史料室規則制定。 平成5(1993)年3月 『大学史料室ニュース』、『大学史料叢書』刊行開始。 平成6(1994)年1月 九州大学大学史料室印刷物収集・整理・保存要項制定。 平成9(1997)年1月 九州大学大学史料室所蔵史料目録刊行開始。 平成9(1997)年10月 大学史料室専任教官による全学共通教育科目「九州大学の歴史」開講。 平成11(1999)年4月 大学史料室専任・兼任教官等による全学共通教育科目「大学とは何かーともに考えるー」開講。 平成13(2001)年3月 九州大学大学史料室利用規程制定。大学史料室、いわゆる「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の史料」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令)を保管する施設として、総務省より指定を受ける。 平成13(2001)年6月 九州大学文書館設置準備委員会設置。 平成13(2001)年10月 共同研究「低年次教育における九州大学史カリキュラム開発に関する研究」、九州大学総長賞(P＆P成果表彰)を受賞。 平成14(2002)年2月 九州大学情報公開委員会規則制定(九州大学史料収集・保存に関する委員会規則廃止)。 平成14(2002)年3月 九州大学大学史料室規則(改正)制定。『大学とはなにかー九州大学に学ぶ人々へー』刊行。 平成14(2002)年4月 副学長、史料収集・保存に関する委員会委員長及び大学史料室長に就任。 平成16(2004)年3月 九州大学文書館設置準備委員会、最終報告。 平成16(2004)年6月 記録資料館・大学史料室検討会設置。 平成17(2005)年2月 企画専門委員会、及び将来計画委員会で大学文書館構想承認。 平成17(2005)年4月 九州大学大学文書館発足。九州大学大学文書館規則、九州大学大学文書館利用規程、九州大学大学文書館印刷物収集・整理・保存要項制定。第1回大学文書館委員会開催。 平成17(2005)年12月 『九州大学大学文書館ニュース』刊行開始。 平成19(2007)年10月 九州大学大学文書館、旧法文学部本館2階より工学部本館1階へ学内移転。 平成21(2009)年1月 九州大学大学文書館に百年史編纂室設置。九州大学大学文書館規則の一部改正。 平成21(2009)年4月 九州大学大学文書館規則の一部改正。 平成23(2011)年4月 九州大学大学文書館、「公文書等の管理に関する法律」(平成23年4月1日施行)に基づく「国立公文書館等」の施設として、内閣総理大臣の指定を受ける。九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程、九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用請求に対する利用決定に係る審査基準制定。 平成21(2009)年4月 九州大学大学文書館規則、九州大学大学文書館利用規程の一部改正。
東北大学史料館HP「史料館概要」の「沿革」より	名古屋大学大学文書資料室HP、「大学文書資料室の沿革」より	京都大学大学文書館HP、「設置経緯」より	大阪大学アーカイブズHP、「大阪大学アーカイブズについて」	九州大学大学文書館HP、「沿革」より

表 9 ブルガリア国立公文書館による「機関の歴史」の記述方法

ヴァルナ国立公文書館、その他 ヴァルナ国立公文書館はヴァルナ総局の地区国立公文書館の部局である。記録の選別、收受、登録、整理、保存、及び永年保存とされた記録の利用に係る対策を行う。それらは地域行政管理、ヴァルナ地域の自治体、国家組織の領域的構造及び他の修也地方自治体機関、組織、地域の重要な個人、同様に組織の科学的かつ理論的ガイダンスと管理、保全、そして公文書館サービスにおける記録関連の業務に由来するものである。 公文書館は、1952年4月18日付の国家最高評議会第515令及び閣僚評議会令344令に伴い、公文書館はヴァルナの内務省州総局の部局として設立。 1961年以降、ヴァルナ地方自治評議会の付属となっていたが、1988年、ヴァルナ地方自治体組織内に組み込まれた。 1992年、閣僚評議会のアーカイブズ総局の直接管理のもとに置かれる。1978年、総局としての地位を受けるが、2010年、部局に改編された。 閲覧室、図書館と修復室は公文書館内で稼働している。2254冊の歴史、アーカイブズその他の科学分野の分権、辞書、事典、住所録、Finding aids、ガイド、目録、ドキュメンタリーや雑誌を所蔵している。 1997年以降、公文書館はPreslav通り52番地の建物に所在していたが、公文書館45周年の際に新館がオープンした。これは住居として建てられたヴァルナ地域の古い公共建築を利用したものである。地域の記念建築として登録されたものであり、1階には収蔵庫、2階に事務所、閲覧室及びラボとなるよう改築されたものである。記録管理には良い状態を保証し、スタッフや利用者には使い勝手の良いものとなっている。 設立以来、公文書館はPetar Zhelev (1952-1955), Zhelyazko Georgiev (1956-1957), Maria Penkova (1958-1979), Stefan Lilov (1980-1995), Borislav Dryanovski (1995-2007), Ginka Koleva (2007-2010)を館長としてきた。 開館25周年を記念して、組織的かつ秩序だった収集活動を表して、1976年10月14日付の国家評議会令1572号により、聖シリルとメソジスト三世勲章が授与された。 1959年の管理領域変更に伴い、95の資料群がトルブレン(現在のドブリッチ)に新しく作られた公文書館にFinding aidsとともに移管された。 2003年、28,095点の資料、2,148の回想録、390の部分資料、1,114点の写真及びアルバム3点を含む1775にのぼる資料群とブルガリア共産党の前州委員会の記録資料が公文書館に収められた。 2012年1月1日以降、全所蔵資料は、296,477点の資料、1,257点の部分資料、2,778の回想録を含む、4,069資料群かつ3,760,6リニアメーターに達している。2,982,386点のネガ及びボジフィルム・コレクションが保全文化財として所蔵されている。	プロヴディフ国立公文書館、その他 公文書館は、1952年4月18日付の国家最高評議会令第515号及び閣僚評議会第344令により、プロヴディフの内務省州総局の部局として設立された。 1961年以降、プロヴディフ地方人民評議会付属となっていたが、1988年、プロヴディフ地方当局の組織内に組み込まれた。 1992年、閣僚評議会のアーカイブズ総局の直接管理のもとに置かれることとなる。1978年、総局としての地位を受けるが、2010年、部局に改編された。	■国立公文書館は■総局の国立公文書館の地域部局である。記録の選別、收受、登録、整理、保存、及び永年保存とされた記録の利用に係る対策を行う。それらは地域行政管理、■地域の自治体、国家組織の領域的構造及び他の州地方自治体機関、組織、地域の重要な個人、同様に組織の科学的かつ理論的ガイダンスと管理、保全、そして公文書館サービスにおける記録関連の業務に由来するものである。 公文書館は、1952年4月18日付の国家最高評議会第515令及び閣僚評議会令344令に伴い、公文書館は■の内務省州総局の部局として設立。(1989年管理領域の変更により、■の内務省州総局の部局として、■年に設立。) 1961年以降、■地方自治評議会の付属となっていたが、1988年、■人民評議会／■地方自治体組織内に組み込まれた。 1992年、閣僚評議会のアーカイブズ総局の直接管理のもとに置かれる。1978年、総局としての地位を受けるが、2010年、部局に改編された。 閲覧室、図書館と修復室は公文書館内で稼働している。 ■冊の歴史、アーカイブズその他の科学分野の文献、辞書、事典、住所録、Finding aids、ガイド、目録、記録や雑誌を所蔵している。 1997年以降、公文書館は■の建物に所在。 設立以来、公文書館は■、■、■を館長としてきた。 開館25周年を記念し、1976年10月14日付の国家評議会令1572号により、■を表して聖シリルとメソジスト■等勲章が授与された。 (1959年の管理領域変更に伴い、■の資料群が■に新設された公文書館に移管された。) 2003年、■ののぼるブルガリア共産党の前州委員会の記録資料が公文書館に収められた。 ■年現在、全所蔵資料は、■リニアメーターに達している。■点の■が保全文化財として所蔵されている。	ブラゴエヴグラト国立公文書館 ブラゴエヴグラト国立公文書館はソフィア総局の地区国立公文書館の部局である。記録の選別、收受、登録、整理、保存、及び永年保存とされた記録の利用に係る対策を行う。それらは地域行政管理、ブラゴエヴグラト地域の自治体、国家組織の領域的構造及び他の修也地方自治体機関、組織、地域の重要な個人、同様に組織の科学的かつ理論的ガイダンスと管理、保全、そして公文書館サービスにおける記録関連の業務に由来するものである。 1952年4月18日付の国家最高評議会第515令及び閣僚評議会令344令に伴い、公文書館はブラゴエヴグラトの内務省州総局の部局として設立。 1961年以降、ブラゴエヴグラト地方自治体評議会付属となっていたが、1988年、ブラゴエヴグラト地方当局の組織内に組み込まれた。 1992年、閣僚評議会のアーカイブズ総局の直接管理のもとに置かれることとなる。 1978年、総局としての地位を受けるが、2010年、部局に改編された。	ロヴェチ国立公文書館 公文書館は1959年の管理領域の変更により、1960年にロヴェチの内務省州総局の部局として設立した。 1961年以降、ロヴェチの人民評議会の付属となっていたが、1988年、ロヴェチの地方自治体組織内に組み込まれた。 1992年、閣僚評議会のアーカイブズ総局の直接管理のもとに置かれる。1978年、総局としての地位を受けるが、2010年、部局に改編された。 公文書館は1995年、聖シリルとメソジスト2等勲章を授与され、また2010年の創立50周年の際、ロヴェチ地方自治政府より名誉称号を受けている。
--	---	--	---	--

定型原稿

ディフ国立公文書館は第2～4段落のみを使い（このタイプの機関が最も多く、14機関を数える）、ブラゴエヴグラト国立公文書館は第1～4段落を使用、ロヴェチ国立公文書館は第2～4と7段落を使用している。

記述される内容からは、ブルガリアの国立公文書館が比較的全国画一的に発展した様子がうかがえ、このような標準的記載はそういった歴史的背景があつてこそ可能となったと考えられる。また、母国語でない英語を使用した記述を目指したため、英文原稿を作成しやすいよう、定型原稿が支給された可能性も指摘できよう。

こういった定型化された記述を全ての機関の記述に適用することはおそらく困難であろう。だが、日本国内の機関でも「国立公文書館等に指定された国立大学法人設置の機関」という比較的共通点の多い機関の記述であれば、定型的な体裁を持ちながら各館の独自性を残す記述が可能ではなかろうか。そこで、表8-1に挙げた5機関でどの程度標準化した記載が可能かの記述実験を行うこととした。

まず、各館に共通している内容の抽出を行ったところ、「前身組織の存在」と「機関の設置」、そして「公文書等の管理に関する法律に基づく国立公文書館等への指定」が最も多く、続いて「年史編さん事業」と「情報公開法の施行に伴う組織改編」等の出来事が挙げられる。また、「建物の移転」や「自校史教育科目の開講」等も、いくつかの館にみられる状況である。これらをもとに定型原稿を作成し、あてはめてみたものが表8-2となる。なお、表8-2で記載した内容は、あえて表8-1に掲載のあった事実のみとしている（例えば京都大学大学文書館は2011（平成23）年に国立公文書館等の指定を受けているが、表8-1に見られないため記載していない）。これは、各館によって情報量の多少があっても、標準的な表示が保てるかを見るためである。

表8-2に示した「定型原稿」に挙げたように、5機関の記述には6つの情報の要素をいれている。6つの情報全てを含めたのが名古屋大学大学文書資料室と九州大学大学文書館であり、次いで5つの情報が入る東北大学史料館となる。京都大学大学文書館と大阪大学アーカイブズについては、それぞれ3つ、2つの情報のみ入っている。これらに基づき記述を試みたところ、最初の3機関については、土台となる定型原稿が生かされた形となっているが、残り2機関についてはやはり情報が少なく、他の3機関と記載をそろえた試みが見えづらいものとなっている。

以上より、今後、自由記述が必要とされるエレメントについて標準化した形での情報提供を検討する場合は、機関の種類ごとに定型原稿を事前に作成する等の工夫も、手段の一つと考えられる。また、このような標準的な記載を行うためには、ある程度まとまった数の情報の要素を含める必要性が見出された。

3.2 「国際語」での記述について

続いて、ISDIAHを使用した情報提供を行う各機関が、国外に向けて機関情報を発信する際の状況について調査した。その際に使用されるのが国際語である。国際語は、各民族・各国間で共通して使われる言語であり、国際連合等で使用される公用語（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語等）などが例として挙げられる。調査は、APE Directoryが様々な言語を使用するヨーロッパ諸国の機関により情報発信されているため、調査対象とすることとした。当該ページで使用されている主たる言語が英語であることから、ここでは英語を国際語としてとらえ、検討する。

前述のとおり、APE Directoryには2015年3月末時点で32か国944機関の情報が搭載されてい

表 8-2 国立公文書館等に指定される国立大学法人設置の公文書館の「機関の歴史」に関する記述（定型原稿版）

定型原稿：

①■■■■の前身組織である■■■■の設立は●●年にさかのぼる。

②これは、■■■大学の●●年史編さん事業の一環で設立されたものである。設立の目的は、主に、□□□□□□□□となる。

③2001(平成 13)、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」の制定に対応するため、■■■■は、■■■■として、大学の組織記録等の保存・公開も担うこととなった。

④●●年、「公文書等の管理に関する法令」に基づき、「国立公文書館等（国立公文書館に類する機能を有する施設）」の指定を受けている。

⑤●●年、●●に移転する。

⑥●●年、自校史教育のために●●●●を開講する。

東北大学史料館	名古屋大学大学文書資料室	京都大学大学文書館	大阪大学アーカイブズ	九州大学大学文書館
東北大学史料館の前身組織である東北大学記念史料室の設立は 1963(昭和 38)年にさかのぼり、我が国初の「大学アーカイブズ」として発足した。これは、東北大学五十年史編さん事業の一環で設立されたものである。設立の目的は主に、編さん事業において調査・収集した資料の保存・公開の必要が認められたことによる。1986(昭和 61)年、片平地区の旧東北大学附属図書館本館に移転し、現在に至る。2001(平成 13)、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」の制定に対応するため、東北大学記念史料室は、「東北大学史料館」へと改組され、大学の組織記録等の保存・公開と、あわせて東北大学百年史編さん事業も担うこととなった。2011(平成 23)年、「公文書等の管理に関する法令」に基づき、「国立公文書館等（国立公文書館に類する機能を有する施設）」の指定を受けている。	名古屋大学大学文書資料室の前身組織である名古屋大学史編集室の設立は 1985(昭和 60)年にさかのぼる。これは、名古屋大学の五十年史編さん事業の一環で設立されたものである。設立の目的は主に、大学史編さんと刊行事業を行うことにあった。大学史編集室は 1996(平成 8)年に廃止され、名古屋大学史資料室となる(2001 年、大学史資料室に改組)。1999(平成 11)年、自校史教育科目を開講する。2001(平成 13)、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」の制定に対応するため、大学「大学文書資料室」として、大学の組織記録等の保存・公開も担うこととなった。同年、資料室は本部別館に移転し、現在に至る。2011(平成 23)年、「公文書等の管理に関する法令」に基づき、「国立公文書館等（国立公文書館に類する機能を有する施設）」の指定を受けている。	京都大学大学文書館の設立は、2000(平成 12)年である。本格的な大学文書館としては日本で初めての組織となる。設立は、翌年の 2001(平成 13)、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」の制定に対応するためであり、また同年に『京都大学百年史』の刊行が終了することを視野に入れ、刊行に蓄積された大学の歴史に係る貴重な資料の保存と利活用も担っている。	大阪大学アーカイブズは、2006(平成 18)年に設置された文書館設置準備室の発展的改組を受けて、2012(平成 24)年に設立されたものである。大学史に関わる資料と法人文書の保存・公開を担っている。2013(平成 25)年、「公文書等の管理に関する法令」に基づき、「国立公文書館等（国立公文書館に類する機能を有する施設）」の指定を受けている。	九州大学大学文書館の前身組織である九州大学七十五年史編集室の設置は 1985(昭和 60)年にさかのぼる。1992(平成 4)年、編さん事業において調査・収集した資料の保存・公開の必要が認められ「九州大学史料室」へと改組される。1997(平成 9)年、自校史教育科目を開講する。2001(平成 13)、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」の制定に対応するため、大学の組織記録等の保存・公開も担うこととなった。2005(平成 17)年、現在の「九州大学大学文書館」へ改組。2007(平成 19)年、旧法文学部本館より工学部本館 1 階へ移転し、現在に至る。2011(平成 23)年、「公文書等の管理に関する法令」に基づき、「国立公文書館等（国立公文書館に類する機能を有する施設）」の指定を受けている。

表 10 APEX Directory のエレメントにおける英語による記載状況

項目 (944機関)		記載機関数	英語
機関名		944	160
連絡先			
	訪問者用住所	944	-
	州	11	-
	県・市行政体	13	-
	市町村行政体	81	-
	郵便用住所	129	-
	国名	944	446
	eメール・アドレス	688	-
	ホームページ	662	-
	電話番号	680	-
	Fax番号	260	-
	機関の役割	398	398
アクセス&サービス情報			
	開館時間	830	299
	閉館日	174	67
	道順	40	5
	利用制限	944	944
	アクセス情報	109	62
	障害者アクセス	944	944
	障害者用設備	93	44
	利用条件	41	14
	閲覧者入場券	31	19
	閲覧室	215	-
	閲覧の事前予約	44	28
	閲覧室連絡先		
	・eメールアドレス	26	-
	・ホームページ	24	-
	・電話番号	43	-
	研究支援サービス	28	19
	コンピュータ室	61	-
	マイクロリーダー	63	63
	写真撮影許可	64	64
	インターネットアクセス	61	61
	図書室	24	24
	図書室連絡先		
	・eメールアドレス	8	-
	・ホームページ	8	-
	・電話番号	12	-
	複製サービス	441	441
	デジタル化サービス	77	77
項目		記載機関数	英語
アクセス&サービス情報(つづき)			
	複写サービス	77	77
	写真サービス	74	74
	マイクロフィルム化サービス	71	71
	複製サービス連絡先		
	・eメールアドレス	9	-
	・ホームページ	7	-
	・電話番号	10	-
	修復室	284	284
	修復室連絡先		
	・eメールアドレス	3	-
	・ホームページ	2	-
	・電話番号	2	-
	休憩室	21	17
	展示	20	10
	ガイドツアー	21	9
	その他のサービス	10	-
機関と所蔵資料についての記述			
	アーカイブズその他所蔵資料	72	50
	所蔵資料の量	184	-
	所蔵資料の年代	65	-
	機関の歴史	89	58
	機関の設立年	159	-
	根拠となる法令	157	48
	機関閉鎖の日	1	-
	閉鎖に関わる法令	1	-
	アーカイブズ機関の組織	114	14
	アーカイブズ機関の建物	28	18
	建物の大きさ	22	-
	収容可能な量	18	-
その他の情報			
	関連する情報源	209	-
	機関の名称の他形式	3	-
	機関の他の呼称/旧称	12	-
	関連する所蔵機関	2	-
	機関の種類	375	375
	最新の更新日	944	-
アーカイブズ資料			
	アーカイブズ資料のリスト	11	-
	所蔵資料ガイドのリスト	166	-
	Finding Aidsのリスト	474	-

- は、数字・アドレスなど英語化対象と見なさなかったもの。

る。表 10 は、APE Directory の英語での記載状況をまとめたものである。右端「英語」欄が、該当エレメントを英語で記載した館の数となる。「-」としているのは電話番号や住所等のため、対象としなかったことを表す。なお、英語を母国語もしくは公用語としている国の機関も区別せず数字に含めている点にご留意いただきたい。

表の見方は、冒頭の「機関名」を例にとると、記載機関が 944 あるうち、英語で機関名を掲載しているのが 160 機関、の意味となる。グレイで塗りつぶししているセルの数字は、例えば「利用形態」が「Open to public」のように「定型化」した書き方のもの、あるいは「障害者アクセス」について「available/not available」あるいはサービスがあるかないかについて「yes/no」で答えるようになっているエレメントである。よって、該当のエレメントが英語で記載されていても、機関名や開館時間については母国語で記載する、と言う例が多くみられる。

さて、太枠で囲ったエレメントに注目してほしい。例えば国名は、944 機関が記載したうち、446 機関が英語で記載しているが、裏返せば 498 機関は母国語で記載していることになる（例えばハンガリー Magyarország、ポーランド Polski、オーストリア Österreich など）。同様に、開館時間は 830 機関中 299 機関が英語記載となっているが、531 機関は母国語で記載している。研究支援サービスは 28 機関中、9 機関が母国語記載、道順となると、記載する 40 機関中、35 機関が母国語で情報を発信している。これは、機関へのアクセスや提供されているサービスといった利用のための基本情報が、その言語を読めない利用者ではわからないことになる。

アーカイブズ所蔵機関が所蔵する資料は、当然ながらその多くがその国の母国語で記録されたものであり、その言語がわからなければ機関を「利用」できない。博物館や美術館等の、文字的情報に多くを頼らずに展示等の拝観／利用が可能な施設とは違い、利用・来館することがすなわち所蔵資料の閲覧であるアーカイブズ所蔵機関としては、来館者が言語をある程度読めることが必要となる。調査は、あくまでヨーロッパにおける APEX プロジェクトについてのみ行ったものであるが、このような利用情報の提供の形は、諸外国では上記のような考え方が反映されている可能性がある。日本における機関情報の提供では、英語による情報発信はしばしば検討の対象となるところであるが、その際の考え方として参考になろう。

3.3 標準に関する世界の動向——Ric 概念モデルの形成へむけて

本誌 46 号でも触れられたように、ICA の EGAD はこれまで発表された 4 つのアーカイブズ記述標準を調和させ、また関係性を示すための概念モデルの策定にあたっている⁵²。これは、4 つの記述標準が別個に策定されたことにより、互いを参照するよう推奨されつつも、明確な関係性について詳細に述べられることがなかったことによる。

概念モデルとは、実務への還元もさることながら、展開されている専門的な議論についての情報提供や、教育・研修の場における標準についての理解のために想定されていると言われる⁵³。これより、「標準」についての考え方の理解と ISDIAH を含めたアーカイブズ記述標準を取り巻く世界の動向を見ておくために、本項では最後に、概念モデルの構築に向けての動きをまとめておきたい。

①概念モデル構築に向けての動き

2012 年に CBPS が概念モデルの構築に関して発表した中間報告は、各標準に共通する項目等の重複を削除するなどの表面的な調整にとどまったため、より一貫性のある概念モデルをめざす課題として挙げられたのは以下の 3 点であった。

- ①記述標準について 4 つの標準を統合した単一のモデルを発展させること、
- ②主要なコンセプト（フォンド、機能、記述レベル等）を明確にすること、
- ③類縁機関との情報の相互交流を促進するため、ICA 標準の背景にある概念的な関係性をみること。

これをうけて 2012 年以降、概念モデルの作成は、CBPS を部分的に継承した EGAD に引き継がれ

た。以下は、2014年にスペイン・ジローナで開催された第2回ICA年次会合⁵⁴と、2015年のアメリカン・アーキビスト協会大会で発表されたEGADによる経過報告⁵⁵をもとにまとめたものである。

EGADの作業は、概念モデルの構築に先立ち、まずは考え方の土台となるアーカイブズ記述に関する諸原則、「出所原則(Principle of Provenance)」：同じエージェントにより作成・蓄積・使用された記録をひとつのまとまりとすること、や「原秩序保存の法則(Respect for the Original Order)」：記録が作成、使用されたコンテキストでの関係性を保存すること」についての議論を行うことから始められた。結果、これら原則が、歴史的、文化的あるいは言語的背景の違いにより、遵守される対象について解釈の差異があり、それぞれが指すものが微妙に異なっている可能性が指摘されるにいたった。このことから、概念モデルは両原則を包括する、「Records in Context (コンテキストにおける記録)」を記述することという、より広義の原則を新たに設け、そのもとで構築されるべきという結論に至ったという⁵⁶。

EGADによれば、「Records in Context」の原則とは、アーカイブズ記述は基本的に記録とそのコンテキストを記述することであり、さらにコンテキストは記録の元々のコンテキストだけではなく、コンテキストそのものの歴史にも言及されなければならない」とされるものである。アーカイブズ所蔵機関と周辺の類縁機関とがその資料の扱い方において区別される点は、記述の対象を、資料と資料、そして資料とそれに関わる情報とが複雑にリンクしあう集合体⁵⁷ととらえ、その関連性＝コンテキストにおいて記述することの特徴としていることにある。そもそも「出所」や「原秩序」を考慮して記述することとは、作成者と記録のコンテキスト、また記録と記録のコンテキストを考慮して記述を行うということである。記録の作成や蓄積、移管や管理、そしてそれらの活動そのものの歴史的変遷といった様々な要素も、記録のコンテキストの一部とみなされつつある。また、一つの記録に複数の作成者が存在する Multiple Provenance の課題も指摘されて久しい⁵⁸。そのような課題がみいだされる中で、アーカイブズ記述の方法論は、記録についての記述標準 ISAD(G)、記録の作成者についての記述標準 ISAAR(CPF)、記録の機能の記述標準 ISDF、そして記録の管理者についての記述標準 (ISDIAH) を発展させてきた。「Records in Context」という原則は、このようなアーカイブズ記述と記述に関する標準の発展において、記述の在り方を現状により柔軟に対応すべく生み出された、いわば当然の考え方とも言えるであろう。この「Records in Context」の考え方に基づくモデルは、EGADにより「RiC 概念モデル (RiC Conceptual Model)」と名付けられている。

概念モデルの構築では、「レコード(記録)」「エージェント(作成者、管理者)」、「機能」といったエンティティ(一単位として扱われ

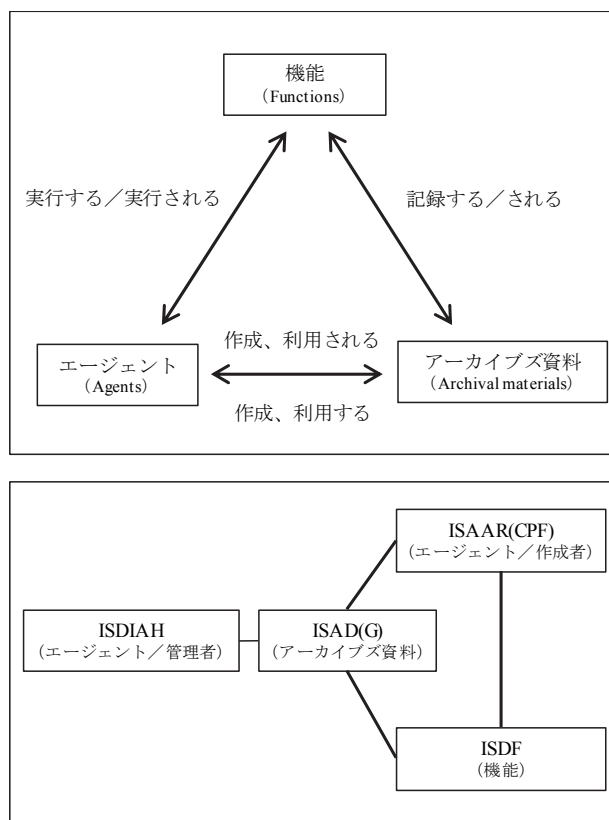


図6 ICA CBPSによるエンティティ関係性モデル(上)と4つのICA標準の関連性モデル(下)

るデータのまとまり、データとして表現される対象のこと)の関係性やそれらがどのように表現されているか、どのようなエンティティがモデル化されているか等が問題となる。記述標準の単一モデルを作るということは、こういったエンティティ関係性モデルがまず基準となる。RiC 概念モデルに至る前の ICA の CBPS によるエンティティ関係性モデルと ICA による 4 つの記述標準の関連性は図 6 のように示されている⁵⁹。なお、EGAD はスペインやフィンランド、オーストラリアによる既存の概念モデルの比較検討を行っており、結果、それぞれが異なる視点から作成されたことで、エンティティの定義や関係性の描き方が異なるため、今後コンセンサスを得る際の課題となるといった見解は得られたが、モデル自体として参照できるものはないことが結論付けられている。

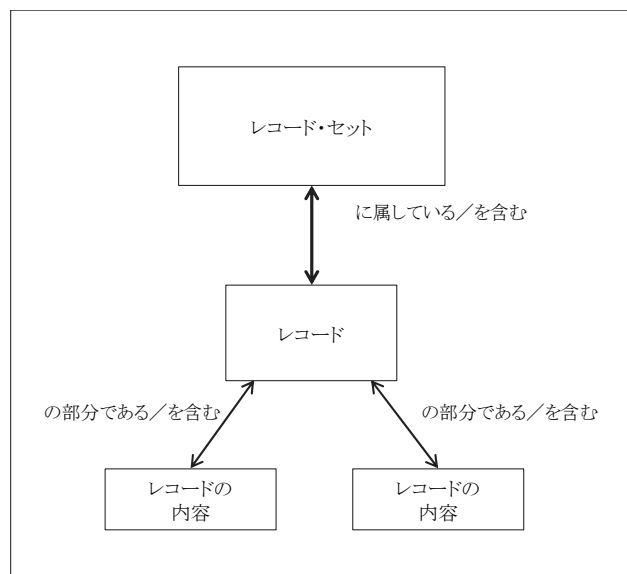


図7 RiC 概念モデルにおけるレコード・エンティティと相互の関連性 (D.Pitti らの SAA 大会パワーポイントを日本語に訳したもの)

②RiC 概念モデル

EGAD は RiC 概念モデルの構築にあたって、①記述の諸原則についての声明とそれに基づく用語集の作成、②文章と図表で示す概念モデルの作成、③OWL (Web Ontology Language) で表現される正式なオントロジーの作成、の 3 つの成果を出すことを目標に掲げている。2015 年の秋には草稿の発表が予定されていたが、2016 年 1 月末現在では発表に至っていない (なおオントロジー・モデルについては 2016 年冬の予定とされる)。

以下では、②の RiC 概念モデルについて現状で発表されている構想を述べる。

RiC 概念モデルは主要な最上位の階層の概念を記述するものとされている。概念モデルで描かれるのは、エンティティ (レコード=記録、エージェントなど)、それぞれのエンティティを構成する属性 (properties。タイトルや識別子、記述など)、そして各エンティティの関係性 (例えば「レコード」と「エージェント」の関係性は、「作成する／作成される」となる) の 3 点である。現在発表されている、「レコード (記録)」についての考え方の基本となるエンティティは、以下の 3 つとされる⁶⁰。

- ・レコード (Record) : 1 つのアイテム。業務や活動を行う上で作成、收受、維持される情報。
- ・レコード・コンポーネント (Record component) : レコードを構成する内容
- ・レコード・セット (記録のグループ、Record Set) : 当該レコード (記録) が一部をなす記録のグループ／集合。

これら 3 つのエンティティをモデル化したものが、図 7 となる。記録の最小単位とされてきたアイテムとしての「レコード」の下位に、「レコード・コンポーネント」としてのエンティティを設定し、例えばエージェントや機能といった他のエンティティと理論的に関連付けられる可能性を与えたことは、注目すべきであろう。EGAD はこれとあわせて、「レコード・セット」の概念化と、それが「フォンド／コレクション」や同一フォンド内の他の「レコード・セット」と言ったエンティ

ティ等とどのような関連性をもつ可能性があるかを表すモデルも作成している。

続いて、「エージェント」や「レコード」などのエンティティに記述される属性についてである。EGAD は、全てに共通する属性（識別子や名前、タイトルなど）と、特定のエンティティにのみ見られる属性（例えば「レコード」エンティティは「言語」や「利用条件」「量」といった属性を持つことが予想される）という、2 タイプの属性が想定されると考えている。前者の属性については、EGAD は全てのエンティティが「時期」と「場所」という属性を持つことから、今後鍵となると予想しており、さらにはこの2つの属性をエンティティ化することも検討している。

なお、3 点目の各エンティティ間の「関係性」については、「作成する／作成される」「影響する／影響される」といった単純な二元的関係性のリストを作成しているとのことだが、この分野についてはまだ多くは発表されていない。

③ISDIAH との関係

エンティティとその関連性モデルの全体像が明示されていないため、ISDIAH が他の標準とどのような形で関わるかは現状では明らかではない。概念モデルがアーカイブズ資料の関係性についてのモデルであることから、ISDIAH の記録のコンテキストに関わるエレメントが関わってくることが予想されるが、RiC 概念モデルの「レコード・セット」エンティティ・モデルにおいては、レコードのグループ化を「作成者」にもとづき行う伝統的な形だけでなく、「アーキビスト」（管理者）によるグループ化や、さらに「ユーザー」によるグループ化を可能とするような想定も見られることから、図7で示したような ISAD (G) との関連性だけでなく、各標準が共通してもつエレメントが自在に関連付けられる形となっていくことが予想される。

情報技術の発展による機関情報提供の形の変化が ISDIAH 成立の背景にあったことはすでに述べたが、RiC 概念モデルに見られる「レコード」と「レコード・コンポーネント」の分化等を見るにあたり、情報技術の発展がさらにアーカイブズ記述標準の原則そのものにも影響を与えつつあることが見て取れる。

まとめ

最後に、当館が平成24年度から平成26度にかけて行った、ISDIAH に基づく記述実験を通じて、得られた知見をまとめ、あわせて今後の展望について言及することとしたい。

本稿では、「他機関との統一性を重視する」場合の諸外国の実例に基づく様々な情報発信の工夫を見てきたが、こういった記述によって、イタリアのヴィタリ氏が指摘したように、様々な機関が参加するポータルサイト等を構築する際に、例えば同一の語により検索されたアーカイブズ資料がもつ様々なコンテキストをより豊かに提供できる等の期待ができよう。あわせて、機関情報の横並びの比較も可能となろう。

一方で、横並びの記述内容が求められる「他機関での情報発信」とは対照的に、単館で発信する場合は、記載内容の充実が第一の課題となる。記述内容を充実するということは、館のなりたち、所蔵資料の特性などをより深く調査する必要がある。そのため、この記述が、利用者への提供サービス等も含め、自館の在り方を振り返るきっかけとなりうる可能性を秘めているといえる。

このように ISDIAH は、「単館で発信する」か「他機関との統一性を重視する」かによって、各項目の記述内容や、全体の活用方法に大きな違いが生じる点をあげることができる。

本稿では検討できなかったものの、この記述実験を行うにあたって、「誰を対象として情報を発信

するのか」という点も重要なポイントになってくるといえよう。情報の受け手が研究者か、あるいは公文書館等をあまり利用したことのない一般の方かといった二者を想定しただけでも、各記述項目の必要性や書きぶりについて、検討の余地は生まれて来よう。例えば前者であれば、各館の前身機関や資料の伝来の在り方等に関心がある一方で、後者は、より平易な所蔵資料の概要や利用方法のみを必要とする、また所蔵資料の閲覧よりも展示会等のイベント情報が必要となる場合もある。海外からの利用者については、また異なる視点での検討が必要となろう。

本研究の活用に関する今後の展望のひとつとして、現在、当館ホームページにおいて全国のアーカイブズ機関の情報を結ぶ「関連リンク集」というページが存在する。記述実験の成果や諸外国の例を活用すれば、当該ページの情報がより充実するのではないか。活用の実現に向けては、本稿で見てきた諸外国の例より、APEx プロジェクトやスペインの Censo-Guía により多くのエレメントを設け様々な情報をする形をとるか、イタリアのポータルサイトのようにエレメントを絞ってより標準的な情報発信の方法を取るか、またサブ・エレメントを設定したり、必要であればエレメント・セットの構造を組み替えるといった、エレメントのフォーマット化に着手する必要がある。さらには、自由記述が必要となるエレメントについては、機関の種類等に基づき定型原稿を策定することも想定できるであろう。こうすることで、各館の担当者による記述の「ぶれ」を軽減し、比較や統計的な処理を容易にし、よりわかりやすい情報発信となり得る。そして、このようなページを充実させることにより、スペインの Censo-Guía やイタリアの SAN のように、国内の様々なサイトによる機関情報提供の参照元として貢献できる可能性もある。

ISDIAH の実用化には、様々な期待がこめられると考えられる。

本稿の作成に当たり、以下の方々より様々なご教示を得た。伏して謝意を表したい。

- ・ Daniel Pitti (バージニア大学人文科学先端技術研究所副所長、EGAD 委員長／ICA)
- ・ Ana Mary López Cuadrado (アーカイブズ記録情報センター、スペイン)
- ・ Samantha Meunier (イギリス国立公文書館コレクション・ナレッジ・マネージャー)
- ・ Elisabetta Reale (イタリア・アーカイブズ総局)
- ・ Wim van Dongen (APEx カントリー・マネージャー、オランダ国立公文書館)
- ・ Michal Wanner (内務省アーカイブズ管理／記録管理局、チェコ共和国)

-
- 1 本稿は、以下のメンバーによる共同作業の成果に基づいている。大澤武彦、中島康比古、永江由紀子、水野京子、本村慈（以上、公文書専門官）、吉田敏也（総務課情報システム係長）、中山貴子、渡辺悦子（以上、公文書専門員）。
 - 2 中島康比古、水野京子「国際標準に基づくアーカイブズ所蔵機関情報記述の試み—国立公文書館を事例として—」（『北の丸』第46号、平成26年）、統括公文書専門官室「国際標準に基づくアーカイブズ所蔵機関情報記述の試み(2)—宮内庁宮内公文書館・外務省外交史料館の事例を中心に—」（『北の丸』第47号、平成27年）。なお、本稿はこの2本の論文を受けての調査研究であるが、記述実験の試みを中心としたものではないため、タイトルとしては独立させている。
 - 3 Victor Manoel Marques da Fonseca (2013), 'The ICA description standards: the history of their creation and efforts to disseminate them', Comma, 2011-2, International Journal on Archives, ICA, pp.49-50
 - 4 Oskar Macek, Michal Wanner (2008), 'Zpráva ze studijní cesty do Malajsie' (<http://www.google.co.jp/url?url=http://www.mvcr.cz/soubor/zprava-kuala-lumpuru-pdf.aspx&rct=j&frm=1&q=&esrc=s&sa=U&ei=8k6TVZK5FIeZ8>)

QWZ5IOwAw&ved=0CBQQFjAA&usg=AFQjCNHr03bpWSYcZ-Yz2XxRuDShCYAu3g) (アクセス : 2015 年 12 月 1 日)。

- 5 Oskar Macek, Michal Wanner (2008)、前掲報告書。
- 6 A.M. López(2014), 'Working on European archival information system linking encoded data — the Census-Guide to Archives and EAG, a common history', APEX articles (<http://www.APEX-project.eu/index.php/en/articles/197-working-on-european-archival-information-system-linking-encoded-data-the-census-guide-to-archives-and-eag-a-common-history>、アクセス : 2015 年 12 月 1 日)。なお、当時の 15 のエレメントについては、①機関名、②独立機関か付属機関か、③住所と電話番号、④地方、⑤州、⑥開館時間、⑦利用条件、⑧Category of archive、⑨Type of archive within each category、(⑧と⑨の違いについては不明) ⑩所蔵資料とフォンドの件名についての概説情報、⑪修復・複製に関するサービス、⑫その他のサービス、⑬目録、ガイド、一覧表などの出版された検索ツール、⑭主な文書群についての記述、⑮情報源。であったという (Carmen Sierra(1995) 'Censo Guía de Archivos Españoles (The Survey-guide to Spanish Archives', The National Register of Archives: An International Perspective Essays in Celebration of the Fiftieth Anniversary of the NRA', edited by Dick Sargent, University of London, Institute of Historical Research, Special Supplement No.13 より)。
- 7 SIUSA の HP : <http://siusa.archivi.beniculturali.it/> (アクセス : 2015 年 12 月 1 日) より。
- 8 ARCHON Directory, about より。(<http://collections.europarchive.org/tna/20100613135926/http://nationalarchives.gov.uk/archon/aboutapps/archon/about.htm>、アクセス : 2015 年 12 月 1 日)
- 9 O.White, A. Schwirtlich and J. Nash (1983), Our Heritage: A Directory to Archives and Manuscript Repositories in Australia.
- 10 オーストラリア・アーキビスト協会の HP (<http://www.archivists.org.au/resources/directory-of-archives/> (アクセス : 2014 年 5 月 24 日) より。
- 11 スペイン Censo-Guía については CIDA の Ana Lopez Cuadrado 氏に、イタリア SIUSA についてはイタリア・アーカイブズ総局の Elisabetta Reale 氏に、イギリス ARCHON Directory についてはイギリス国立公文書館の Samantha Meunier 氏に確認をとった。なお、オーストラリア・アーキビスト協会のリストにあるエレメントについては、2003 年時点のものであることが HP に記載されている。
- 12 Victor Manoel Marques da Fonseca (2013)、前掲、p.56
- 13 CBPS(2012), 'Progress report for revising and harmonising ICA descriptive standards', ICA (<http://www.ica.org/13155/standards/cbps-progress-report-for-revising-and-harmonising-ica-descriptive-standards.html> アクセス : 2015 年 12 月 1 日)。
- 14 Victor Manoel Margues da Fonseca (2013)、前掲、p.56
- 15 Victor Manoel Marques da Fonseca(2013)、前掲。ISAAR の改版は 2003 年のキャンベラ大会で発表。なお、再検討の過程は、A.Cunningham (2008), 'Harnessing the Power of Provenance in Archival Description: An Australian Perspective on the Development of the Second Edition of ISAAR(CPF)', Journal of Archival Organization 5:1-2 に詳しい。
- 16 ISDIAH の訳語 : ICA Resources Centre の日本語版 ISDIAH (<http://www.ica.org/10198/standards/isdiah-international-standard-for-describing-institutions-with-archival-holdings.html> アクセス : 2015 年 12 月 1 日)、ISAAR の訳語 : 吉田千絵「国際標準 : 団体、個人、家に関する記録資料 オーソリティ・レコード ; ISAAR(CPF) 第 2 版の概要」(『北海道立文書館研究紀要』第 20 号、2005 年 3 月)。
- 17 Jean Dryden (2009) 'Two New ICA Descriptive Standards: ISDF and ISDIAH', Journal of Archival Organization, vol.7:3、p.131
- 18 Stefano Vitali (2010), Archival Information Systems in Italy and the National Archival Portal ; Digital Libraries, Communications in Computer and Information Service Vol. 91, P.6。
- 19 D.Pitti et al.(2013), (Toward an International Conceptual Model for Archival Description: A Preliminary Report from the International Council on Archives' Experts Group on Archival Description', American Archivist, vol.76:2, p.568
- 20 Francoise Leresche (2008), 'Libraries and archives: sharing standards to facilitate access to cultural heritage', World Library and Information Congress: 74th IFLA General Conference and Council
- 21 『Wskazówki metodyczne do opracowania materiałów sfragistycznych w zasobie Archiwów Państwowych』(http://atom.ap.wroc.pl/uploads/r/naukowy-portal-archiwalny/2/4/24091/1_5_Wskazowki_wBeta.pdf、アクセス : 2015 年 12 月 1 日)

- 22 Vlatka Lemić (2009), 'Hrvatska izdanja normi ISDF i ISDIAH (Croatian issues of ISDF and ISDIAH standards)', Grada Arhiva Bosne i Hercegovine.
- 23 <http://www.archiefbank.be/doc/ar20090422.pdf> (アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 24 "L'ARCHIVIO IN FORMAZIONE: la gestione dell'archivio corrente degli enti locali" http://www2.regione.veneto.it/cultura/cms/allegati/Archivi/Opuscolo_5.pdf (アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 25 "Das EAG-Profil in MIDEX - Beschreibung und Anwenderleitfaden" http://www.bundesarchiv.de/imperia/md/content/archivportal/d/09_02_10_eag_profil_guide_de.pdf (アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 26 Jessica Bushey (2012), International Council on Archives (ICA) "Access to Memory" (AtoM): Open-source software for archival description (http://www.ica-atom.org/download/ICA-AtoM_JBushey/pdf、アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 27 A.M. López(2014), 'Working on European archival information system linking encoded data — the Census-Guide to Archives and EAG, a common history', APEX articles
- 28 『Možnosti a formy zpřístupnění archivních fondů nebo jejich součástí veřejnosti v elektronické podobě』, (2010) (http://www.nacr.cz/Z-files/moznosti_03.pdf、アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 29 Stefano Vitali (2010)、前掲論文。
- 30 Verband Österreichischer Archivarinnen und Archivare (2011), 'UMSETZUNGSEMPFEHLUNGEN zu ISAD(G) und ISDIAH' ([http://www.voea.at/tl_files/content/Standards/Umsetzungsempfehlungen%20ISAD\(G\)%20und%20ISDIAH.pdf](http://www.voea.at/tl_files/content/Standards/Umsetzungsempfehlungen%20ISAD(G)%20und%20ISDIAH.pdf))
- 31 『Az „Elektronikus levéltár” projekt keretében a hosszú távú levéltári megőrzéshez szükséges szabályozási feltételek kidolgozása』 (http://e-leveltar.gov.hu/download/597/file/szabalyozas_fogalomterkep.pdf)、他。
- 32 APEX の HP (<http://www.apex-project.eu/index.php/en/outcomes/standards/eag-2012>、アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 33 Associazione Nazionale Archivistica Italiana”, Attivita della Formazione のページ http://media.regesta.com/dm_0/ANAI/anaiCMS//ANAI/000/0268/ANAI.000.0268.0002.pdf
- 34 ケルンテルン州公文書館 (Kärntner Landesarchiv) 等、'Beschreibung des Kärntner Landesarchivs gemäß ISDIAH' http://www.landesarchiv.ktn.gv.at/214329_DE-Landesarchiv-Ueber_Uns (アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 35 『Možnosti a formy zpřístupnění archivních fondů nebo jejich součástí veřejnosti v elektronické podobě』 (http://www.nacr.cz/Z-files/moznosti_03.pdf) なお、注 4 のクアラルンプール大会の報告をまとめたチェコ国立公文書館の Wanner 氏によれば、ISDIAH に基づくチェコ国内のアーカイブズ所蔵機関一覧の作成は間もなく完成予定だが、「第二段階」にはまだ至っていないとのことであった。
- 36 Jessica Bushey(2012), 'International Council on Archives (ICA) "Access to Memory" (AtoM): Open-source software for archival description', (https://www.ica-atom.org/download/ICA-AtoM_JBushey.pdf、アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 37 <http://archeion.net/atom/index.php/archiwum-panstwowe-w-szczecinie;isdiah> (アクセス: 2015 年 12 月 1 日) など。
- 38 Europeana の HP 参照。 <http://www.europeana.eu/portal/> (アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 39 APEX の HP、About APEX より。 <http://www.APEX-project.eu/index.php/en/about-APEX> (アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 40 APEX の HP、'How is the work within APEX divided?' (<http://www.apex-project.eu/index.php/en/about-apex/work-p>、アクセス: 2015 年 12 月 1 日)より。
- 41 第 2 回 APEX 国際大会 <http://apex2015budapest.mnl.gov.hu/> (アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 42 Archives Portal Europe, Directory: <http://www.archivesportaleurope.net/directory> (アクセス: 2015 年 12 月 1 日)
- 43 中島康比古、水野京子、前掲『北の丸』46 号、p.58。
- 44 比較的記載の機関が多かった「複製サービス (441 機関)」や「修復室情報 (284 機関)」「閲覧室 (215 機関)」等のエレメントも同様に、「available/not available」形式である。
- 45 Censo-Guía の HP(<http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/historia.htm> アクセス: 2015 年 12 月 1 日)、及び CIDA の Ana López 氏のご教示による。なお、同氏によれば、増加させたエレメントについては、APEX や ISDIAH のコード化標準形式である EAG (特に後者) を参考にしたとのことである。
- 46 野口健格氏によると、スペインの公文書制度は国家の一般行政に関わるものと各地方自治体の原理に基づく制度等に分かれるとされる (「8 章 世界のアーカイブズ」、上代庸平編『アーカイブズ学要論』尚学社、2014 年所収)。前者に基づく国立行政文書館 (各省庁等に属する公文書館等)、その他の公文書管理庁による文書館 (国立歴史文書館やアラゴン王室文書館等)、そして各州の拠点公文書館等が、「Archivos des Centro

y Generale」に該当すると思われる。

- 47 Ana López 氏のご教示。
- 48 Ana Lopez 氏のご教示。
- 49 アルファベットを使用する言語文化圏では、一文字ずつではなく単語単位で語数を数える習慣がある。よって、例えば日本語的に数えると 23 字となる「National Archives of Japan」は 4 語と数える。おおよその分量としてイメージするには、日本語の文字数を半分強程度にした分量 (242 語であれば約 500 字程度) と同程度となる。
- 50 「La descrizione completa della documentazione conservata presso (各国立文書館名) è consultabile a partire dalla relativa scheda soggetto conservatore di autorità presente nel Sistema archivistico nazionale - SAN.」の約 30 語。
- 51 ヴェネツィア公文書館(5,790 語)とローマ公文書館 (5,794 語)。
- 52 本誌 46 号、前掲、p.73
- 53 D.Pitti らによる Society of American Archivists クリーブランド大会発表パワーポイント。'Records in Context :An International standard for archival description Progress Report', http://schd.ws/hosted_files/archives2015/c7/session109.Rubinstein.pdf (アクセス : 2015 年 12 月 1 日)
- 54 D.Pitti et al (2014), 'EXPERTS GROUP ON ARCHIVAL DESCRIPTION: INTERIM REPORT', <http://www.girona.cat/web/ica2014/ponents/textos/id56.pdf> (アクセス : 2015 年 12 月 1 日)
- 55 D.Pitti らによる SAA 大会発表パワーポイント、前掲。
- 56 D.Pitti らによる SAA 大会発表パワーポイント、前掲。
- 57 S.Vitali, 前掲。
- 58 C.Hurley(2012), 'Problems with Provenance' <http://www.infotech.monash.edu.au/research/groups/rcrg/publications/provenance.html> (アクセス : 2015 年 12 月 1 日)。1995 年に『Archives and Manuscripts』に発表された同題の論稿を加筆しモナシュ大学 HP にて公開しているもの。
- 59 C.Sibille による 2010 年 1 月 28~29 日開催の Workshop on Conceptual modelling for Archives, Libraries and Museum でのパワーポイント 'Overview of projects of conceptual model development for archival description' http://www.cidoc-crm.org/workshops/finland_helsinki_20102801/N14_29Jan2010%20Archival-models.ppt (アクセス : 2015 年 12 月 1 日)。図 7 はそれに基づき、筆者による日本語訳を付したもの。
- 60 スペインのアーカイブズ記述標準化委員会によるモデル (Report on the work of CNEDA (2007-2012): toward a conceptual model for archival description in Spain (July 11, 2012) (http://www.mcu.es/archivos/docs/MC/CNEDA/ReportCNEDA_11_07_2012.pdf アクセス : 2015 年 12 月 1 日)、フィンランド国立公文書館によるモデル (Kilki, Jaana, Outi Hupaniittu, Pekka Henttonen(2012). Towards the new era of archival description - the Finnish Approach. http://www.arkisto.fi/uploads/Arkistolaitos/Teht%C3%A4v%C3%A4t%20ja%20toiminta/Hankkeet/AHAA/The%20Finnish%20Conceptual%20Model%20of%20Archival%20Description_text.pdf アクセス : 2015 年 12 月 1 日)、またオーストラリア政府による「記録管理メタデータ標準」(Australian Government Recordkeeping Metadata Schema. http://www.naa.gov.au/Images/AGRkMS%20Implementation%20Guidelines_tcm16-50156.pdf アクセス:2015 年 12 月 1 日)とその「実施のためのガイドライン」(Australian Recordkeeping Metadata Schema. <http://www.infotech.monash.edu.au/research/groups/rcrg/projects/spirt/deliverables/rkmsgen-tech-intro.pdf> アクセス : 2015 年 12 月 1 日)
- 61 D.Pitti らによる SAA 大会発表パワーポイント、前掲。

(公文書専門員)